

# 第4次東近江市人権施策基本計画



令和5年（2023年）3月

 東近江市



## はじめに

本市では、平成19年3月に東近江市人権尊重のまちづくり条例を制定し、その翌年に東近江市人権施策基本計画を策定しました。平成25年、平成30年に同計画の改定を行い、人権教育・啓発の推進、人権相談・支援体制の充実及び人権課題別施策の推進を図り、市民の人権意識高揚のため取組を進めてまいりました。



基本的人権が尊重され、相互に尊重しあう平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人一人が人権尊重の意識を高め、自分の人権を大切にするとともに、他人の人権を尊重するよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる機会や場を通して、人を大切に取る取組を積極的に進めていくことが必要です。

我が国では、長い歴史の中で人権擁護の確立に向けた法律や制度の制定が進められてきましたが、時を経るとともに様々な考え方を認め合うことが浸透し、取り組むべき問題も多岐にわたってきました。

また、近年においては、新型コロナウイルス感染症を発端に、未知な出来事に対する警戒心が恐れや嫌悪に変化し、人を攻撃者又は被害者に変貌させてしまうという目をの当たりにしました。

本市では、人権が尊重される安全で安心な暮らしを実現するため、これまで同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消に向けて努力を続けてまいりました。今後も人権を尊重しつつ、本計画の基本理念である「一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまち」を目指していきます。市民、団体、事業者及び行政が協働し、必要な人権教育及び啓発を推進していきたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、第4次東近江市人権施策基本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言を賜りました東近江市人権尊重審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

東近江市長 小椋正清



# 目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) 国の動き	2
(2) 県の動き	2
(3) 市の動き	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の実施期間	3
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	4
2 基本目標	4
第3章 人権施策の総合的な推進	
1 「人権問題に関する市民意識調査」における市の現況	6
2 人権施策の推進	10
(1) 人権教育・啓発の推進	10
(2) 人権相談・支援体制	12
(3) 人権に関する法律や条例	13
第4章 各課題別施策の推進	
1 対象者別課題への対応	14
(1) 女性	14
(2) 子ども	18
(3) 高齢者	22
(4) 障害のある人	26
(5) 部落差別（同和問題）	30
(6) 外国人	34
(7) 感染者等	38
(8) 性的マイノリティ	40
(9) その他の人権	42
2 様々な課題への対応	43
(1) インターネットによる人権侵害	43
(2) 災害発生時の人権問題	46
(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）による人権侵害	47
第5章 計画の推進に当たって	
1 推進体制	48
(1) 市内の連携体制	48
(2) 地域との連携体制	48
2 進行管理	48
資料編	49



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

人権とは、人が生まれながらに持っている権利であり、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。

我が国では、日本国憲法において基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると規定し、全ての人々の人権の享有を保障しています。また、憲法第14条の法の下での平等について、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと規定し、一切の差別を禁止しています。

本市では、平成19年(2007年)3月に制定した東近江市人権尊重のまちづくり条例に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、誰もが輝き、自らの能力を発揮できる地域社会を構築することを基本的な考え方として、平成20年(2008年)3月に東近江市人権施策基本計画を策定し、人権意識の高揚のため人権教育や啓発に取り組んできました。以降は、平成25年(2013年)2月に第2次東近江市人権施策基本計画を、平成30年(2018年)3月には、第3次東近江市人権施策基本計画を策定し、新たな人権課題にも視点を広げながら、様々な人権施策の取組を進めてきたところです。

しかし、部落差別(同和問題)をはじめ、生命・心身の安全安心に関わる脅威や不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われる痛ましい出来事が起こっています。近年、インターネット上においては個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別を助長するような書き込みがあふれており、人命に関わる事件に発展する事象もあります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでに経験したことのない困難に直面する中で、関連した差別やひぼう中傷が社会問題となるなど、人権を取り巻く状況の大きな変化が見られます。

本市では、これまでも人権施策に対して真摯に取組を進めてきましたが、変化する社会情勢に対応する必要性を認識し、今まで積み重ねてきた取組を基礎に第4次東近江市人権施策基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国の動き

国では、全ての国民に基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の下、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入など、様々な施策が講じられ、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて取組が進められてきました。

平成12年（2000年）には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定され、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していかなければならないことが法律に明記されました。

平成28年（2016年）4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）、同年6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、さらに同年12月には、部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）と、人権に関する三つの法律（以下「人権三法」という。）が施行されました。

また、令和元年（2019年）5月の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）の改正により、大企業には令和2年（2020年）6月から、中小企業には令和4年（2022年）4月からパワー・ハラスメントの防止措置が義務付けられました。同じく令和4年（2022年）4月からは成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、人権に関する課題への対応も時代とともに変化が生じています。法務省の人権擁護機関では、啓発活動強調項目として掲げる次の17の項目を中心に、人権啓発活動を行っています。

#### <啓発活動強調事項 17項目>

- |                                    |                                |
|------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 女性の人権を守ろう                      | (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう       |
| (2) 子どもの人権を守ろう                     | (12) インターネット上の人権侵害をなくそう        |
| (3) 高齢者の人権を守ろう                     | (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう             | (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう       |
| (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう               | (15) 性的マイノリティを理由とする偏見や差別をなくそう  |
| (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう           | (16) 人身取引をなくそう                 |
| (7) 外国人の人権を尊重しよう                   | (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう     |
| (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう             |                                |
| (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう |                                |
| (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう |                                |

### (2) 県の動き

滋賀県では、全ての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを目指して、平成13年（2001年）に滋賀県人権尊重の社会づくり条例を制定し、平成15年（2003年）には、人権意識の高揚と社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための方針として、滋賀県人権施策基本方針を策定しました。また、平成28年（2016年）には、現在の様々な人権課題における状況及び社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、これまでの滋賀県人権施策推進計画を改定し、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までを期間として、人権施策の推進を図っています。

### (3) 市の動き

本市では、東近江市人権尊重のまちづくり条例において「一人一人の人権を尊重し、明るく住みよいまちをつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である」と定めています。これは、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという世界人権宣言及び基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の理念に基づいています。

これまでの取組としては、平成20年（2008年）3月に東近江市人権施策基本計画を策定し、人権意識の高揚のため人権教育や啓発に取り組んできました。また、それまでの成果と課題、社会動向などを踏まえて改定を重ね、平成25年（2013年）2月に第2次東近江市人権施策基本計画を、平成30年（2018年）3月には、第3次東近江市人権施策基本計画を策定し、人権文化の花咲くまちの実現を目指して、様々な人権施策を進めてきました。

#### ～「人権文化の花咲くまち」とは～

本市では、市民一人一人が人権意識を高め、日常生活の中でお互いの存在をかけがえのないものとして認め合い、誰もが自己の持つ個性と能力を生かすことができる人権文化の花咲くまちを築くため、平成19年（2007年）3月に東近江市人権尊重のまちづくり条例を制定しました。

東近江市人権尊重のまちづくり条例は、市、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、人権文化の花咲くまちの実現を目指しています。

人権文化とは、人権教育のための国連10年（1995～2004年）におけるuniversal culture of human rightsの語訳で、日常生活に関するあらゆる場面で人権感覚がふれる状態をいいます。本市では、人権感覚に満ちたまちの姿を「人権文化の花咲くまち」と表現しています。

## 3 計画の位置付け

この計画は、東近江市人権尊重のまちづくり条例第4条及び人権教育・啓発推進法第5条に規定される地方公共団体の責務として、人権施策に関する基本的な方針を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

## 4 計画の実施期間

この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5箇年とします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

地方公共団体は、人権教育・啓発推進法第5条に規定される責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければなりません。また、私たち国民は、同法第6条に規定される人権尊重の精神の涵養<sup>かん</sup>を図り、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。

本市では、国の人権教育・啓発推進法及び滋賀県人権施策基本方針を踏まえ、東近江市人権尊重のまちづくり条例の実現を図るため、本計画を策定します。

また、この計画は、東近江市の上位計画である東近江市総合計画をはじめ、本市が策定する他の計画が目指す方向と整合を図りながら、計画の基本的な考え方を次のとおり定めます。

### 1 基本理念

一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまち

東近江市総合計画の基本構想に掲げる将来像「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて、本計画では東近江市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権感覚に満ちたまちを目指すため、次の三つの基本目標を定めます。

### 2 基本目標

基本目標	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市民の人権意識高揚を目指すまちづくり</li><li>2 市民とのパートナーシップによるまちづくり</li><li>3 お互いの人権を尊重し合うまちづくり</li></ol>
------	---

#### 基本目標1 市民の人権意識高揚を目指すまちづくり

人権を守るためには、人権がどういうものかを知ることが必要です。人権の本質を理解することによって、自分や他人の権利を大切にし、人権侵害を防ぐ力が培われます。その力が浸透することによって、公正で公平な社会、安全で安心できる社会をつくる大きな力となります。よって、明るく住みよいまちづくりのための基本施策として人権教育及び人権啓発の機会を充実し、人権意識の高揚を図ります。

## 基本目標2 市民とのパートナーシップによるまちづくり

市民及び事業者は、その責務として自らの人権意識高揚に努めます。市は市民や企業が抱える人権問題に対して相談、支援体制を整え、それぞれの課題について前向きな方向性を見いだせるよう誠実に向き合います。また、市民や企業による自発的な啓発活動の充実を図るために、必要とされる情報や学びの機会を提供し、協働による住みよいまちづくりを目指します。

## 基本目標3 お互いの人権を尊重し合うまちづくり

部落差別（同和問題）をはじめ、これまで取り組んできた様々な問題のほか、時代とともに新たな人権課題が生じています。あらゆる人権問題について、市民一人一人が自分自身の問題として向き合い、自己の個性や能力を発揮することができる土壌づくりが必要です。

しばしば自分自身の人権のみを主張してしまうことから、様々な問題が生じることもあります。権利の主張には義務と責任が伴い、他者の人権に配慮することも求められます。誰もが、人権尊重社会の担い手としての自覚を促すような取組を進めるとともに、本市が行う全ての施策・事業については、人権尊重を根底に据えて推進を図ります。

## 第3章 人権施策の総合的な推進

### 1 「人権問題に関する市民意識調査」における市の現況

新たな基本計画の策定に当たり、本市では、令和3年（2021年）9月に、満18歳以上の市民3,000人を対象に、人権問題に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

関心のある人権課題の設問に対する回答（図1）では、「インターネットによる人権侵害」が48.1%で最も多くなっています。また、平成28年（2016年）に実施した調査（以下「前回調査」という。）と比較すると、「インターネットによる人権侵害」は10%以上増えています。

特に取組が必要な人権課題の設問に対する回答（図2）では、「インターネットによる人権侵害」が35.8%で最も多く、次いで「感染症に関連する偏見や差別（新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等）」が35.6%、「障害を理由とする偏見や差別」が28.9%となっています。また、前回調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」は10%以上増えています。

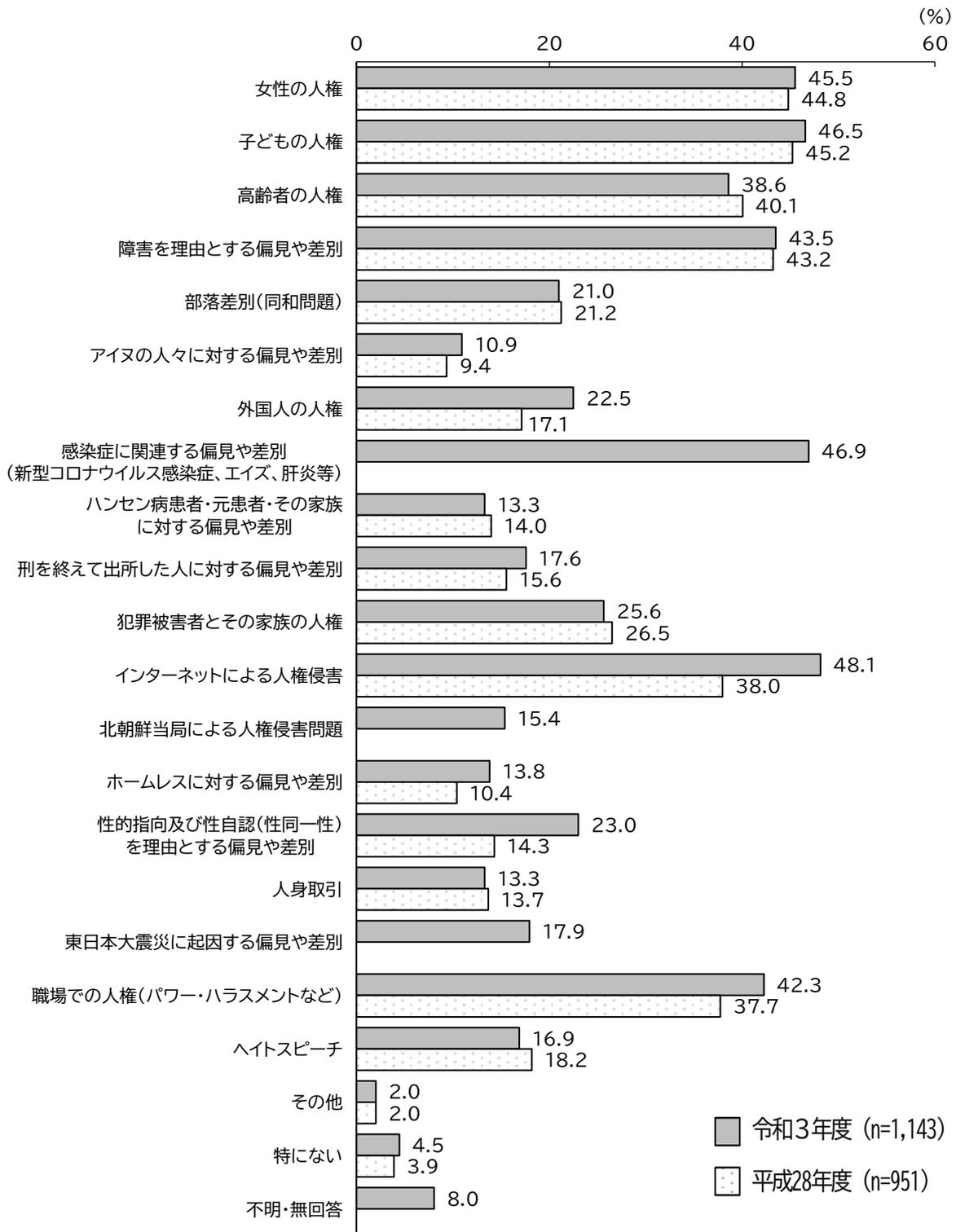
東近江市は人権が尊重されるまちになっていると思うかの設問に対する回答（図3）では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は、34.5%で、前回調査と比較すると肯定的な回答の割合が高くなっています。一方で「わからない」は47.1%となり、半数近くを占めています。

人権問題を解決するためにどのような行動をとろうと思うかの設問に対する回答（図4）では、「自分も市民の一人として問題の解決を目指し努力したい」が38.8%で最も多く、人権問題解決に向けての積極的な姿勢がうかがえるものの、前回調査と比較すると5%の減少となっています。

5年以内の人権に関する講演会や研修会への参加経験の設問に対する回答（図5）では、「全く参加したことがない」が57.7%で最も多く、前回調査から10%以上増えています。

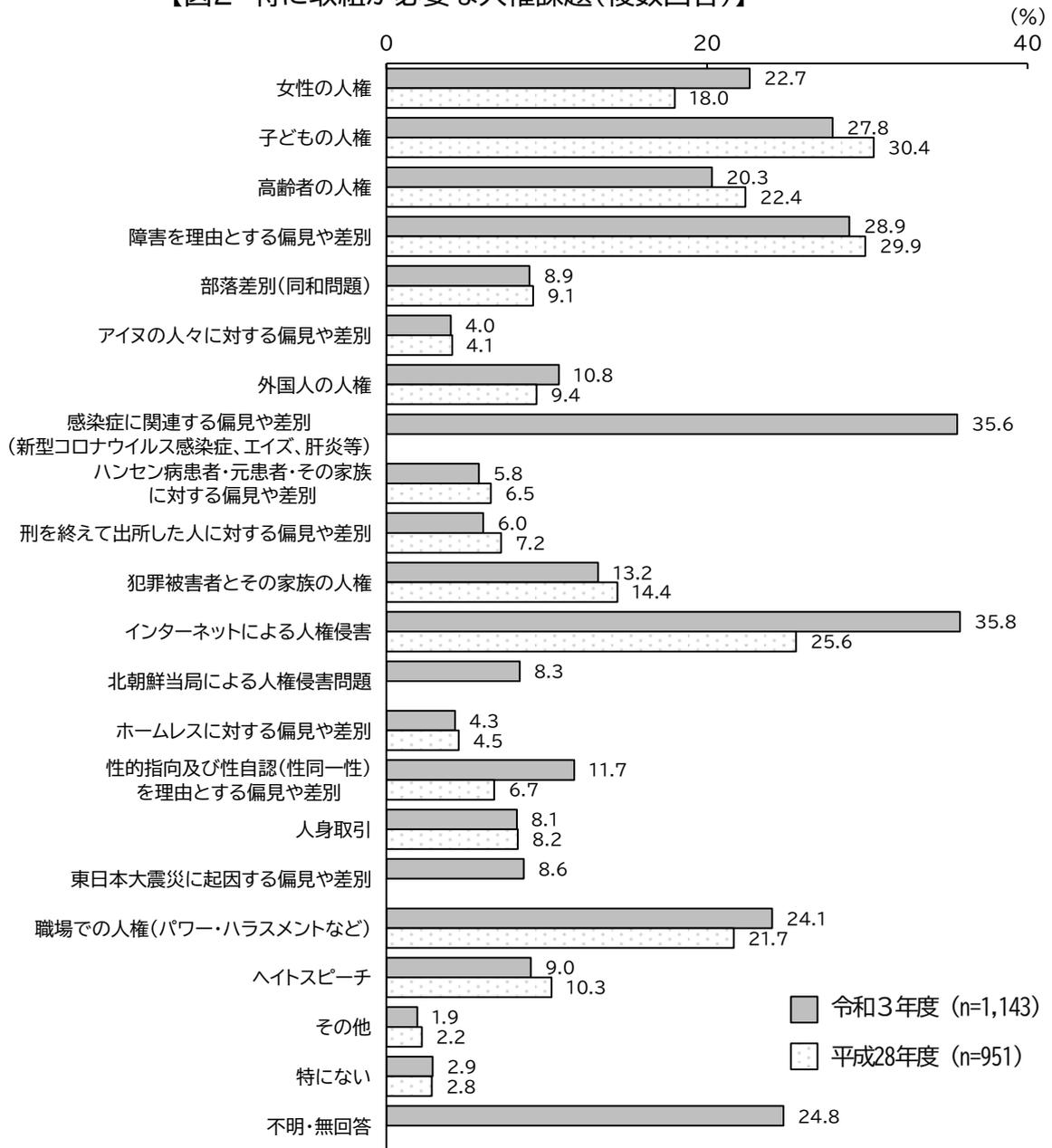
また、5年以内の人権に関する講演会や研修会への参加経験について、「3回以上参加した」と「1～2回参加した」を合わせた「参加したことがある」と「参加したことがない（全く参加したことがない）」のグループに分け、人権問題を解決するためにどのような行動をとろうと思うかの設問に対する回答（図6）を見ると、「参加したことがある」と「参加したことがない」のどちらも「自分も市民の一人として問題の解決を目指し努力したい」が最も多くなっていますが、「参加したことがある」が「参加したことがない」より20%以上多くなっています。

【図1 関心のある人権課題(複数回答)】

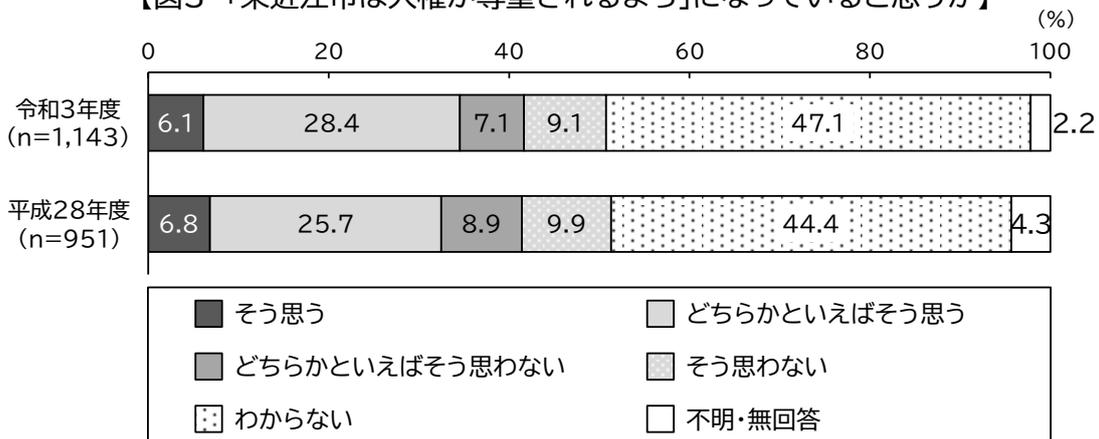


・ グラフ中に「n=\*\*\*」と表記しているのは、設問ごとの集計母数のことです。  
 ・ 集計結果の百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。

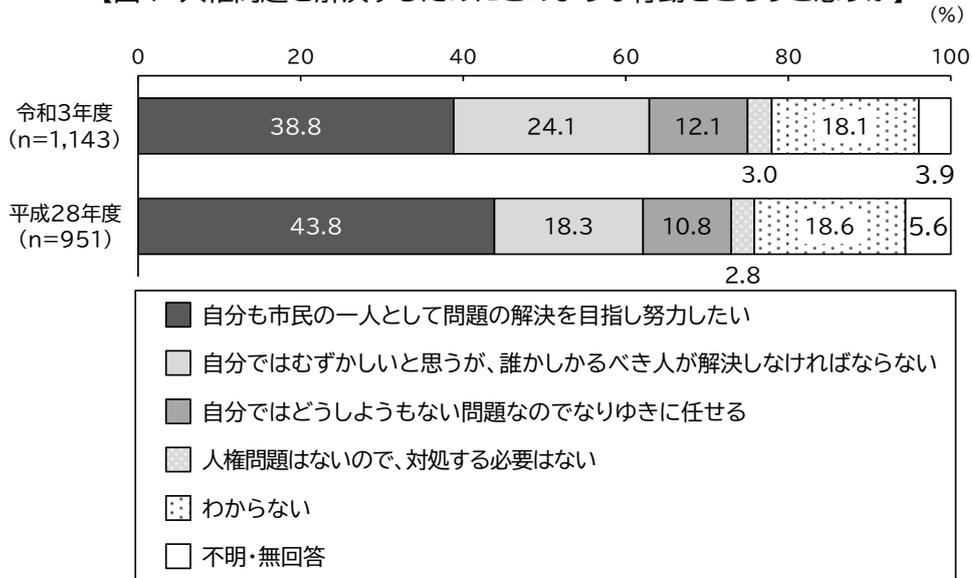
【図2 特に取組が必要な人権課題(複数回答)】



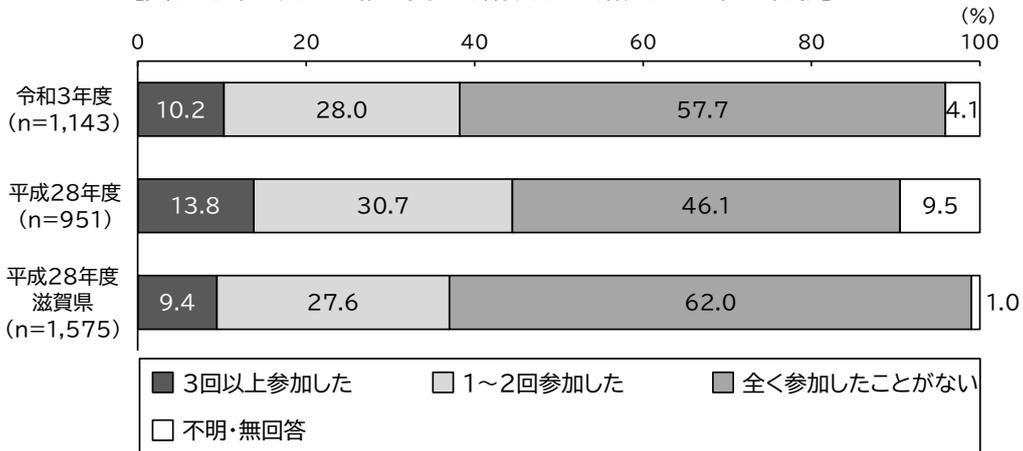
【図3 「東近江市は人権が尊重されるまち」になっていると思うか】



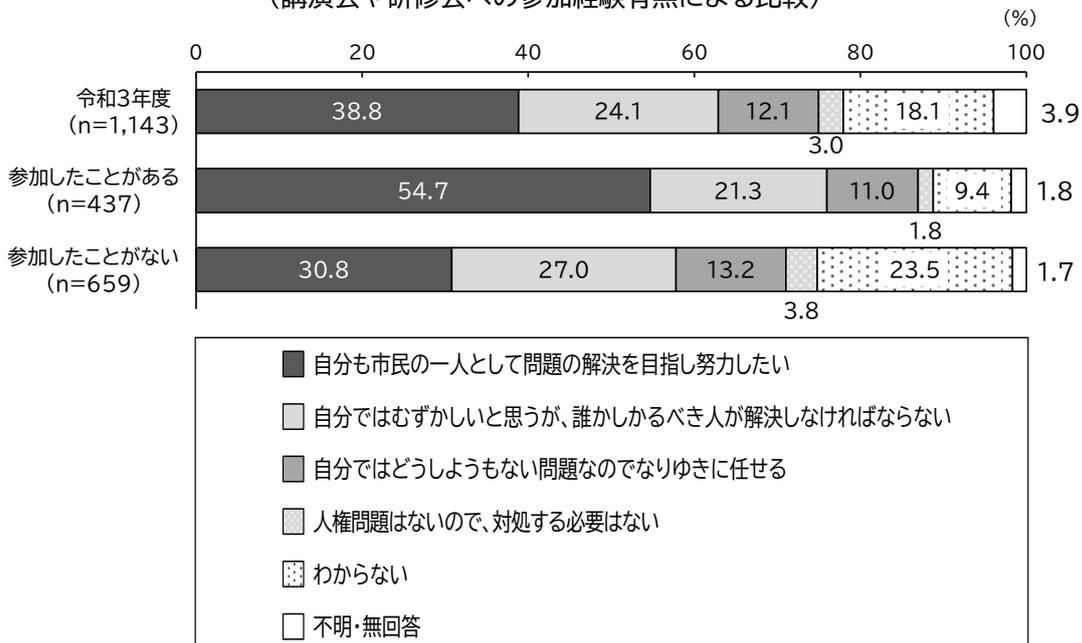
【図4 人権問題を解決するためにどのような行動をとろうと思うか】



【図5 5年以内の人権に関する講演会や研修会への参加経験】



【図6 人権問題を解決するためにどのような行動をとろうと思うか】  
(講演会や研修会への参加経験有無による比較)



## 2 人権施策の推進

### (1) 人権教育・啓発の推進

人権感覚に満ちた人権文化の花咲くまちを目指していく上で、市民一人一人が自らの権利を行使することの意義と責任、誰に対しても公正・公平であるべきこと、自分以外の人の人権を尊重することや様々な課題などについて理解を深める必要があります。

そのため本市では、近江商人の活動理念を表す三方よし※になぞらえた考えを教育における人づくりの理念とし、互いを認め合い共に生きる喜びを実感できるよう、人権教育・啓発に取り組みます。

#### ア 家庭教育

家庭教育は、全ての教育の出発点です。日常生活の中での豊かな情操や思いやり、命を大切に作る心、さらに善悪の判断等、人権を尊重する意識を育む上で家庭教育機能を高めていくことが重要な課題です。

少子高齢化が進み家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭が増加しています。

家族がお互いをかけがえのない存在として豊かな心を育む家庭教育ができるよう、学校、地域、団体などと連携した学習機会や相談体制を充実し、情報提供に努めます。

#### イ 社会教育

あらゆる年代の市民が地域活動等を通して、人権の意義や身近な人権問題について正しく理解するとともに、態度や行動に表れる豊かな人権感覚を身に付けることが大切です。

地域における人権教育の推進を図るため、各地区人権のまちづくり協議会、自治会及び市が連携して町別懇談会を実施します。あわせて、同協議会が開催する研修会、人権講座等の自主的な活動を支援し、学習機会の充実と人権啓発リーダーの育成や市民の学びの成果を日常生活の中で実感できる取組の推進に努めます。

#### ウ 就学前教育

認定こども園、保育所及び幼稚園（以下「園」という。）は、子どもの健やかな育ちを支えるための大切な役割を担っているとともに、子どもとその保護者の生活を支えるために不可欠な施設です。

本市では、幼児期にふさわしい豊かな体験を通して、生涯にわたる人格形成の基礎である愛情や信頼感、互いを尊重する心の芽生えを育む教育及び保育に努めます。

※三方よし：近江商人の経営理念としての三方よしは、売り手によし、買い手によし、世間によしを指す。これは、売り手だけでなく買い手や地域のためになるものでなければならないことを意味している。本市の教育においては、この経営理念になぞらえ自己実現を目指し努力する心を「自分よし」、相手を敬い思いやる心を「相手よし」、人と人のつながりに感謝し社会貢献に努める心を「社会よし」として取り組んでいる。

## エ 学校教育

本市では、子どもの生き抜く力を育む教育を目指して、成長段階に応じた教育を推進しており、子どもの人格形成や人権尊重の精神を育む上で重要な役割を担っています。

子どもの発達段階に応じた人権尊重の心と態度、自己肯定感や自尊感情を育む教育を推進するとともに、安心して楽しく学ぶことができる学習環境づくりを進めます。

また、教職員を対象に中学校区別人権教育研究会や人権教育推進協議会、人権教育研修会等を開催し、市内の園及び学校の人権教育の連携を深めるとともに、教職員の人権感覚を高め、いじめ等への対応の徹底や人権教育推進体制の整備を進めます。

## オ 地域への啓発

市民が時代に即した人権感覚を身につけて磨いていけるよう、行政として人権啓発の取組を幅広く展開する必要があります。人権ふれあい市民のつどい、人権のまちづくり講座などの講演会や学習会を開催するとともに、人権学習冊子ぬくもりの作成や広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネットなどの様々な媒体の活用を通じた啓発及び街頭啓発を行います。さらに、学習会等へより多くの参加を得るために関係機関や団体と連携を強化し、地域に向けての啓発を推進します。

## カ 企業、事業所への啓発

企業及び事業所は、経済活動のグローバル化に伴い人権尊重の視点を取り入れ、社会的責任を果たしていくことが求められています。そのためにも、公正採用選考とともに差別のない職場づくりを実践するため、企業及び事業所自らが啓発活動を推進することが必要です。

人権啓発の窓口担当者の設置を依頼するとともに、企業及び事業所が実施する研修会への講師派遣等を行い、明るい職場づくりの推進を図ります。

また、令和4年（2022年）4月に労働施策総合推進法が全面施行され、中小企業においても様々なハラスメント<sup>\*</sup>を防止するための基本方針の策定や推進体制の確立、採用や昇進における機会均等などが求められることから、関係機関と連携して企業及び事業所への啓発に努め、その取組を支援します。

## ■施策の指標

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
町別懇談会の参加者数	人／年	8,019（令和元年度） <sup>*</sup>	10,000

<sup>\*</sup>令和2年度、令和3年度はコロナ禍のため、令和元年度の数値を基準値とする。

<sup>\*</sup>ハラスメント：相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等様々な種類がある。

## (2) 人権相談・支援体制

本市では、人権擁護委員<sup>※</sup>と協働の下、特設人権相談を開設しています。そのほか、男女共同参画やすらぎ相談や、ひとり親家庭への総合的な支援、DV<sup>※</sup>相談など、それぞれの悩みに応じた相談窓口を設けています。

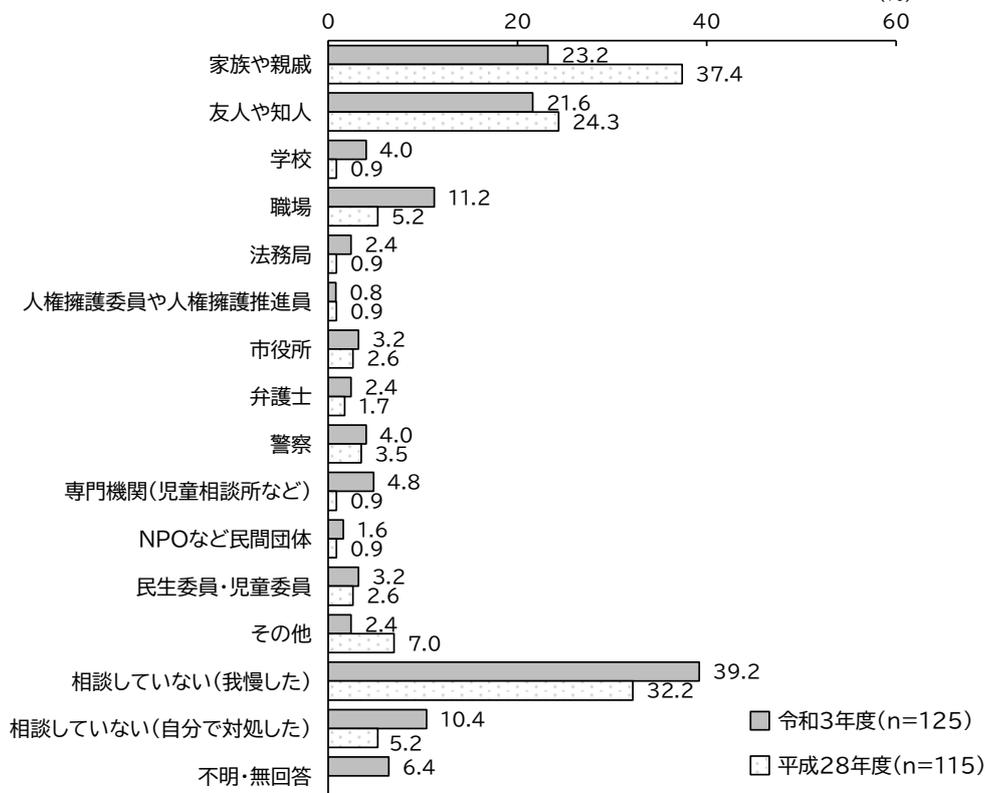
市民意識調査の人権が侵害された際の相談先の設問に対する回答（図7）では、「家族や親戚」が23.2%で最も多く、次いで「友人や知人」が21.6%となっています。前回調査と比較すると、「家族や親戚」が10%以上減っています。また、「相談していない（我慢した）」が39.2%、「相談していない（自分で対処した）」が10.4%で、ともに前回調査より増加しています。

この状況から、各種相談窓口や相談機会の情報を広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネットなどの広報媒体を活用しながら、悩みを抱える本人や関わりのある人たちに届くよう、様々な機会を捉えて周知及び啓発に努めます。

また、市民や企業のような人権相談に対応するため、相談担当者に研修機会を提供するなど技能の向上を図るとともに、関係課との円滑な情報共有の下、問題の解決に向け取り組みます。

人権侵害が確認された場合は、関係機関と連携しながら、相談者の立場に立った相談及び支援に努め、人権侵害を起こした人に対しては、人権についての正しい理解が深まるよう学習の機会を提供します。

【図7 人権が侵害された際の相談先(複数回答)】 (%)



<sup>※</sup>人権擁護委員：市町村の区域で人権擁護活動を行う法務大臣から委嘱された民間の人たち。人権擁護委員は、人権擁護について理解のある様々な分野から選ばれ、法務局及び地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っている。

<sup>※</sup>DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振られる暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力が含まれる。

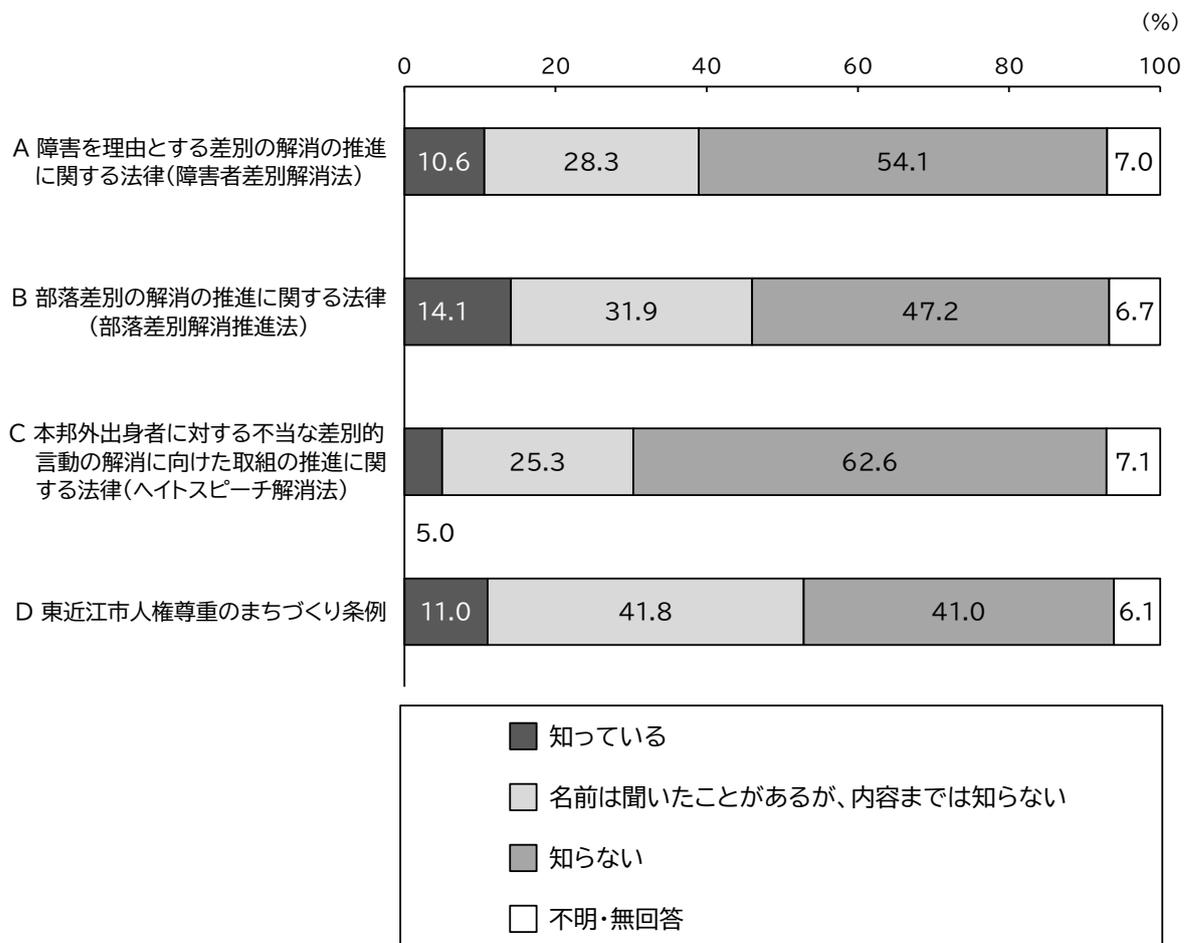
### (3) 人権に関する法律や条例

平成19年（2007年）に東近江市人権尊重のまちづくり条例を制定したほか、近年特に関心を集めたヘイトスピーチ※の問題、我が国固有の人権問題である部落差別（同和問題）、共生社会の実現のため、世相を反映する具体的法律として平成28年（2016年）に人権三法が施行されました。

本市における人権に関わる法律や条例の認知度の設問に対する回答（図8）では、人権に関わる法律や条例について、「知っている」と「名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせた認知度が最も高いのは「東近江市人権尊重のまちづくり条例」で52.8%、次いで「部落差別解消推進法」が46.0%、「障害者差別解消法」が38.9%、「ヘイトスピーチ解消法」が30.3%となっています。

法律や条例の認知度は相対的に低く、今後も継続して市民への理解につながる啓発に取り組めます。

【図8 人権に関わる法律や条例の認知度】



令和3年度(n=1,143)

※ヘイトスピーチ：人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団をおとしめ、差別や暴力行為などをあおる言動をいう。

## 第4章 各課題別施策の推進

### 1 対象者別課題への対応

#### (1) 女性

##### ■現状と課題

豊かで活力のある地域社会を築くためには、性別にとらわれることなく、誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、自らの希望する多様な生き方が選択できる男女共同参画社会を目指すことが重要となります。

国では、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法、平成13年（2001年）には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され、平成28年（2016年）には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。さらに、平成31年（2019年）4月からの働き方改革関連法の順次施行や令和元年（2019年）6月の女性活躍推進法等の一部改正により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就労環境の整備が進められています。

また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性やその他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4年（2022年）5月に公布され、令和6年（2024年）4月から施行されます。

本市では、平成26年（2014年）12月に制定した東近江市男女共同参画推進条例に基づき、第2次東近江市男女共同参画推進計画を平成29年（2017年）3月に策定し、男女共同参画施策の推進に努めてきました。そして、令和4年（2022年）3月には、前計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえながら、男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるため、第3次東近江市男女共同参画推進計画を策定し、各施策の総合的、計画的な推進を図っています。

本市の25歳から44歳までの女性の就業率は年々増加し、令和2年度国勢調査では77.5%となりました。しかしながら、依然として正規雇用よりパート・アルバイトなど非正規雇用の女性の割合が多く、令和2年度に実施した市の調査によると、市内事業所で働く正社員の管理職のうち女性の割合は、1割程度となっています。

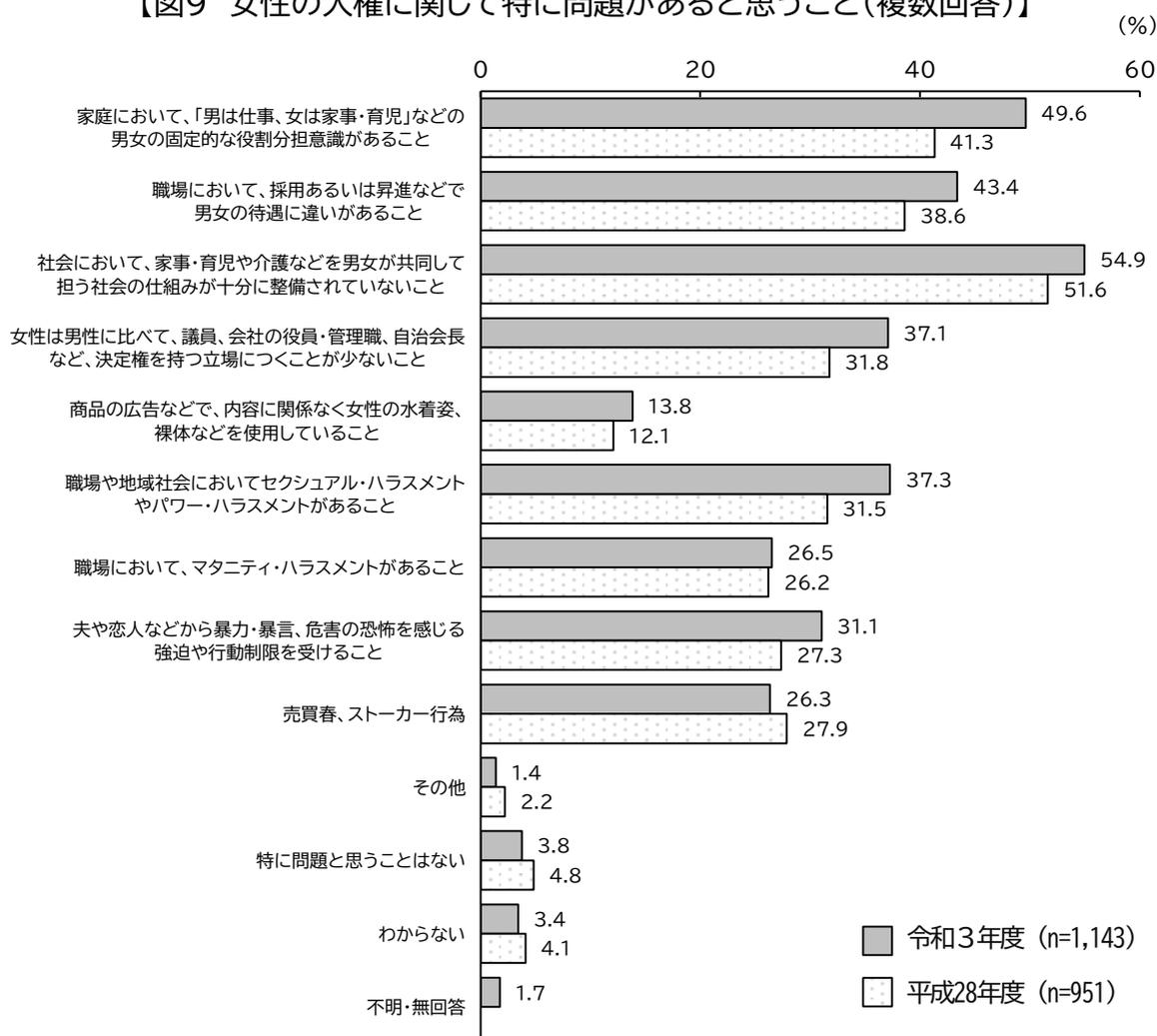
市民意識調査の女性の人権に関して特に問題があると思うことの設問に対する回答（図9）では、「社会において、家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会の仕組みが十分に整備されていないこと」が54.9%と最も多くなっています。次いで「家庭において、“男は仕事、女は家事・育児”などの男女の固定的な役割分担意識があること」が49.6%、「職場において、採用あるいは昇進などで男女の待遇に違いがあること」が43.4%となっています。

女性の人権を守るために特に必要なことの設問に対する回答（図10）では、「女性が生涯働くことができる環境を整備する」が54.9%と最も多く、次いで「職場で、採用や賃金、昇進での格差や、性別による仕事の役割分担などを改めるよう事業所を指導する」が38.2%、「女性が被害者となる

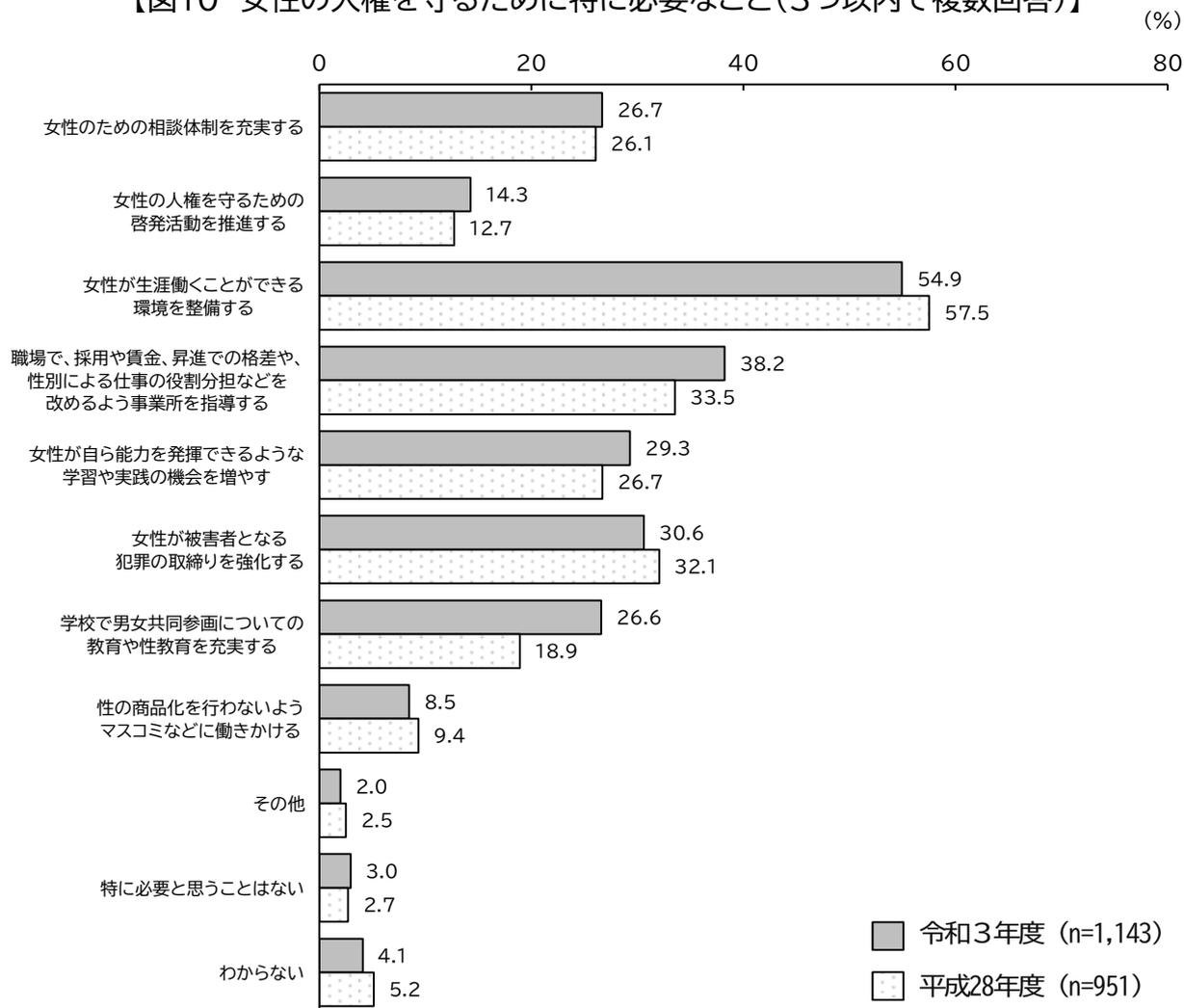
犯罪の取締りを強化する」が30.6%となっています。

このようなことから、女性も男性も互いに責任を持って家庭や地域、職場での活動を担い、あらゆる分野へ参画するためには、雇用及び就労における男女の均等な雇用機会と待遇の確保への働きかけや、多様で柔軟な働き方を推進するなど、女性が活躍できる環境の整備が必要です。また、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現のためにも、家庭や地域のほか、様々な分野において男女共同参画の意識の浸透を図るとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない社会に向けた取組を進める必要があります。

【図9 女性の人権に関して特に問題があると思うこと(複数回答)】



【図10 女性の人権を守るために特に必要なこと(3つ以内で複数回答)】



■施策の方向

① 男女共同参画の理解と意識の浸透

- ・ 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み解消に向けて、広報、啓発及び学習機会の提供を行います。
- ・ 園及び学校において、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、次代を担う子どもたちに男女共同参画の意識を育みます。

② 女性が活躍できる環境づくり

- ・ 働く場において、男女雇用機会均等法の法令周知を図るとともに、個々の能力が発揮できるよう女性の職域拡大、管理職登用、社内教育やキャリアアップ研修の開催について、企業、事業所等に働きかけます。
- ・ 女性の意見や考え方を市政に反映できるよう、各種審議会や委員会への女性委員の参画拡大を図ります。

③ ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の推進

- ・ 多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの必要性について理解を深めるため啓発を行うとともに、企業、事業所において仕事、育児、介護等が両立できる職場環境の整備が促進されるよう働きかけます。
- ・ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できるよう子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

④ 家庭や地域における男女共同参画の推進

- ・ 男女が共に家事、育児、介護等を担い、支え合う家庭環境をつくるため、男性の家庭生活への参画が促進されるよう働きかけます。
- ・ 自治会、防災、まちづくり活動等様々な分野における地域での方針決定の場に、女性の参画が進むよう啓発に努めます。

⑤ 人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくり

- ・ 配偶者や交際相手からの暴力（DV）防止についての意識が浸透するよう、啓発活動を推進します。
- ・ DV被害者に対する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントをはじめ、様々なハラスメント防止に向け、関係機関と連携しながら啓発に努めます。

■施策の指標

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
社会全体における男女の地位の平等感について「平等」と答えた人の割合	%	15.2（令和2年度） <sup>*</sup>	30
審議会などの女性委員の割合	%	35.1	40

<sup>\*</sup>令和2年度東近江市男女共同参画に関する市民意識調査の数値

<sup>\*</sup>ワーク・ライフ・バランス：誰もが人生の段階に応じて、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。

## (2) 子ども

### ■現状と課題

近年は社会情勢の変化により、子どもの育ちや教育環境にも影響が生じており、本市においても、いじめ、体罰、虐待、不登校の問題や子どもの貧困などへの対応を進めています。

子どもの人権については、平成元年（1989年）に児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が国連総会で採択され、国においても平成6年（1994年）に批准されました。条約の理念に基づき、国では、子どもが一人の人間として尊重される権利や子どもが健全に成長する権利を守るために、様々な施策が行われてきました。平成16年（2004年）に行われた児童虐待の防止等に関する法律の改正では、児童虐待は著しい人権侵害であると明記され、児童虐待の定義の見直しがされました。

さらに、平成25年（2013年）にいじめ防止対策推進法、平成26年（2014年）に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されるなど、子どもの人権を守るための様々な法律が整備されました。

また、児童虐待、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの権利が守られるべきと定める基本の法律として、こども基本法が令和4（2022年）年6月に公布され、令和5年（2023年）4月から施行されます。

本市では、平成19年（2007年）12月に東近江市こども条例を制定し、令和2年（2020年）3月には、第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、子どもが安全で安心して育つことができる環境づくりに取り組んでいます。また、令和4年（2022年）3月に策定した教育三方よしプラン第2期東近江市教育振興基本計画において、「三方よし」輝く未来の東近江を基本理念に掲げ、人権教育及び道徳教育に取り組んでいます。

本市の出生数は、平成11年（1999年）の1,296人をピークに減少傾向となり、令和3年（2021年）には、760人となっています。少子化の進行、核家族世帯の増加などの家族構成の変化により、子育ての孤立化、地域での関わりの希薄化などの様々な問題が生じています。

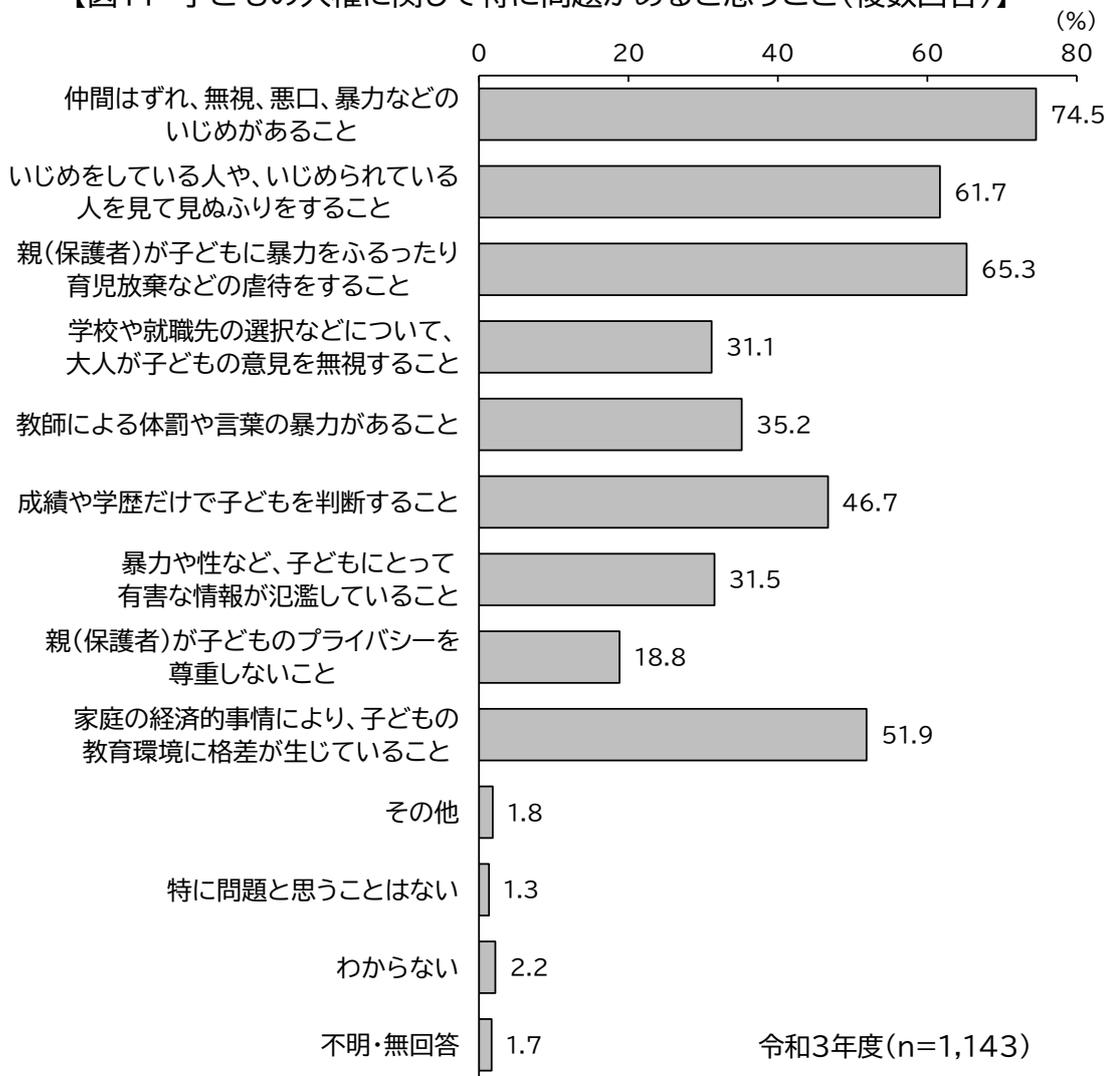
市民意識調査の子どもの人権に関して特に問題があると思うことの設問に対する回答（図11）では、「仲間はずれ、無視、悪口、暴力などのいじめがあること」が74.5%で最も多く、次いで「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり育児放棄などの虐待をすること」が65.3%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が61.7%となっています。また、「家庭の経済的事情により、子どもの教育環境に格差が生じていること」は、51.9%となっています。近年問題視されているいじめや児童虐待、子どもへの暴力や育児放棄、教育格差について、関心が高いことがうかがえます。

子どもの人権を守るために特に必要なことの設問に対する回答（図12）では、「いじめの未然防止に努める」が43.4%で最も多く、次いで「子どもに、他人に対する思いやりの心を育む教育を行う」が38.5%、「子どもが安心してくつろげる家庭をつくる」が33.2%となっています。

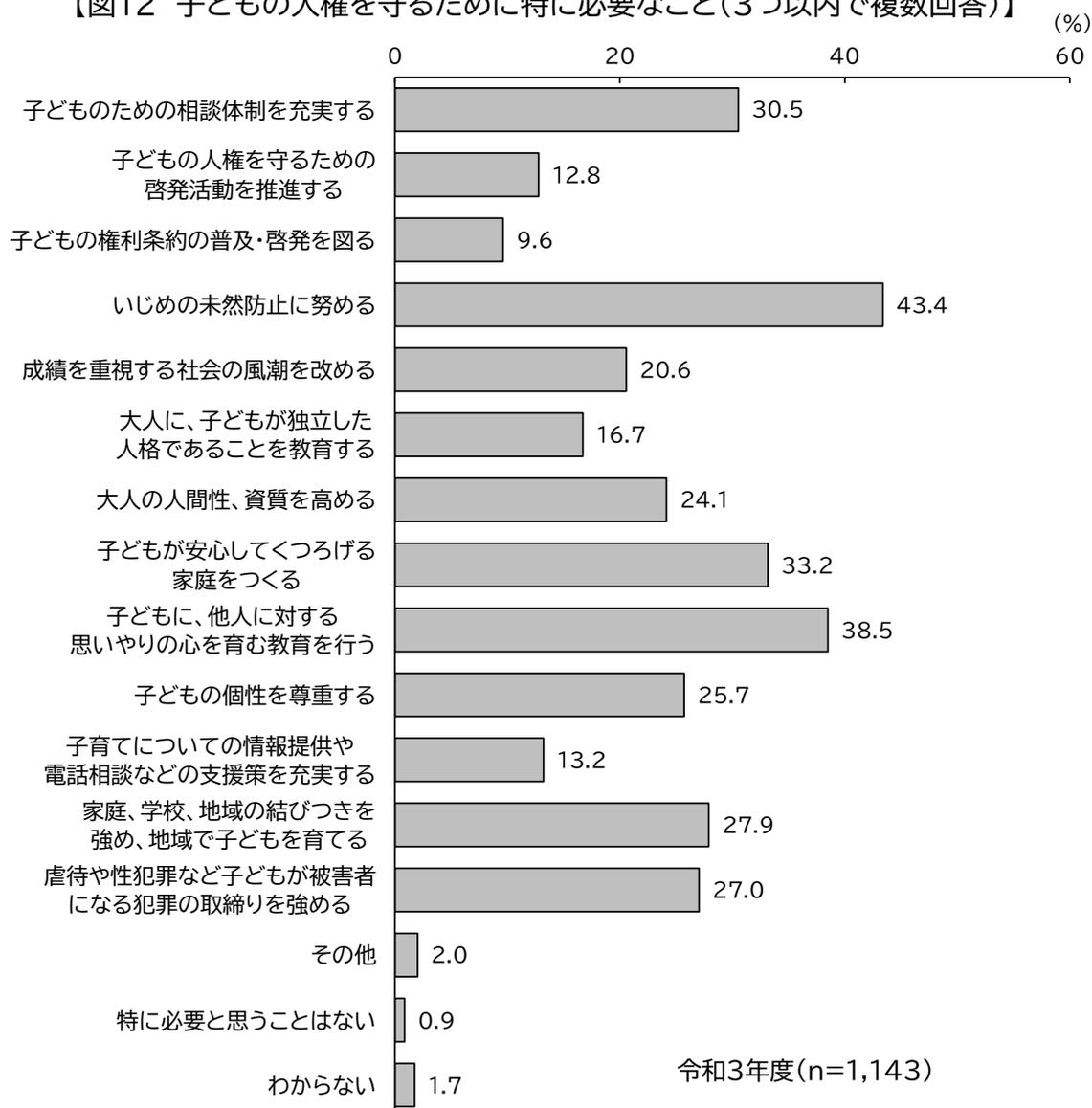
自己肯定感や自尊感情を高める教育が求められています。児童生徒一人一人が発達段階に応じて、人権の重要性について理解し、いじめに対しての防止策や自分を大切にすること、相手を大切に尊重することができる意識と態度を養うための人権教育・道徳教育を進めることが必要です。また、生活困窮状態にある家庭では、子どもの養育において課題が生じやすく、負の連鎖に陥らないための支援が必要となります。

さらに近年では、遊びや勉強に費やすべき時間を割いて、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）に周りの人が気づき、手を差し伸べる取組が求められています。

【図11 子どもの人権に関して特に問題があると思うこと(複数回答)】



【図12 子どもの人権を守るために特に必要なこと(3つ以内で複数回答)】



## ■施策の方向

### ① 子どもの人権尊重意識の醸成

- ・ 大人や子どもなど年齢を問わず、子どもの人権について正しく理解し、尊重することができるよう啓発を行います。
- ・ 子ども一人一人の人権が守られ、明るく健やかに成長、自立できるよう支援を行うとともに、子ども自身が自己の権利と責任を理解できるよう啓発を行います。

### ② 不登校やいじめへの対応

- ・ 子どもの個々の事情や状況を把握し、不登校や引きこもりの未然防止と学校復帰を支援します。
- ・ インターネットをはじめ様々な場面のいじめについては、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、組織的な対応を推進します。
- ・ いじめ、不登校をはじめとする児童生徒の問題行動の早期解決を目指して、学校問題対策支援員やさわやか相談員を派遣し、急増する児童生徒・保護者からの教育相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。

### ③ 子どもと子育て家庭への支援体制

- 子どもや保護者の様々な悩みや不安の解消、心のケアなどの対応を図るため、中学校においては、専門的な知識を持ったスクールカウンセラー※の配置、小学校においては、スクールソーシャルワーカー※、スクーリング・ケアサポーター※の派遣を行い、引き続き相談体制の充実に努めます。
- 幼小中連携推進会議や研修会などを活用し、教職員の教育相談に対する質的な向上を図ります。
- 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応を図るため、東近江市要保護児童対策地域協議会と協力して、保健、医療、福祉、教育、警察など関係機関及び地域社会との連携の下、啓発事業や支援体制の充実に努めるとともに必要な支援活動を行います。
- 貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮状態にある家庭に対し、家計管理や就労等の自立に向けての相談及び子どもの学習支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の生活の安定や自立のため、就業や経済的支援を行うとともに相談体制や子育て支援の充実、強化を図ります。

### ④ 地域全体で子育てする環境づくり

- 子育てや育児について、身近な地域で適切な相談やサービスが受けられるよう、専門員を設置するなど支援機能の充実及び地域、関係機関との連携強化を図ります。
- 子どもがそれぞれの発達に応じて、身の回りに起こり得る危険予測、危険回避ができるよう子ども、保護者及び地域に向けて啓発を行います。
- 地域全体で、子どもが安全で安心して過ごせるよう、スクールガード※による見回り活動やこども110番の家、こども110番のくるま等の市民活動を支援します。
- ヤングケアラーである本人が対象者であることを認識できるように周知を図り、日々子どもに接する大人の側も理解を深めるための研修会等を行います。
- 子どもが自ら助けを求められるよう、子どもの電話相談窓口として学校問題サポートライン、子ども電話相談や子どもの人権110番の周知を強化します。

## ■施策の指標（中学校）

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
児童生徒の長期欠席率 (小学校)	%	1.64	0.80
(中学校)		5.31	3.58
家庭児童相談員の関わり件数 (子育て家庭への不安が軽減できているかを見る指標)	件	28,217	31,000

※スクールカウンセラー：学校において、児童、生徒の生活上の問題や悩みの相談に対応するとともに、保護者や教職員に対して助言を行う心理的な専門家をいう。

※スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等との連携や教職員を支援する福祉の専門家をいう。

※スクーリング・ケアサポーター：小学校の不登校児童の家庭や学校、学校への復帰を促すための適応指導教室等で子どもの相談相手となる大学生などの支援員をいう。

※スクールガード：各小学校の通学路や学校敷地内において不審者から子どもたちを守ることを目的に、巡回や見守り活動等をする学校安全ボランティアをいう。

### (3) 高齢者

#### ■現状と課題

出生率の低下や平均寿命の延びに伴い、年齢別の人口構成比が20年前、30年前とは大きく変化しています。

国では、高齢化の進行に伴い、社会全体で高齢者の介護を支えるため、平成12年（2000年）に介護保険制度が導入されました。さらには、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。また、超高齢社会を迎え、平均寿命が著しく延びているため、健康寿命の延伸や効果的なフレイル<sup>※</sup>予防の推進が重視されています。

本市における高齢化率（65歳以上の人口比）は、令和7年（2025年）には、28.6%に達することが見込まれており、その半数以上が75歳以上になると推測されています。このようなことから、3年ごとに策定する東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、今後の高齢者の増加を勘案して、高齢者施策のあるべき姿を念頭に、中長期的な視野に立った取組を進めています。

しかし、核家族化が進む中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、閉じこもりや老々介護、高齢者に対する権利侵害<sup>※</sup>が問題となっています。超高齢社会となった本市においては、高齢者にとって心地良い生活環境を維持するために、フレイル予防に取り組み、必要な生活支援や介護が受けられることが求められます。

市民意識調査の高齢者の人権に関して特に問題があると思うことの設問に対する回答（図13）では、「情報を高齢者にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」が47.0%で最も多く、次いで「財産管理面などでの権利侵害や悪質商法などの被害が高齢者に多いこと」が41.3%、「経済的に自立が困難なこと」が38.7%となっています。高齢者の生活や権利を守る取組が必要とされていることがうかがえます。

高齢者の人権を守るために特に必要なことの設問に対する回答（図14）では、「高齢者が自立して生活しやすい環境づくりを推進する」が45.4%で最も多く、次いで「高齢者を介護する家族などへのサポート体制を整える」が44.0%、「高齢者が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が27.9%となっています。

健康長寿社会、人生100年時代、生涯現役が叫ばれる昨今、本市においても、後期高齢者が増えていく中で、健康寿命の延伸に向けた取組が課題となっています。

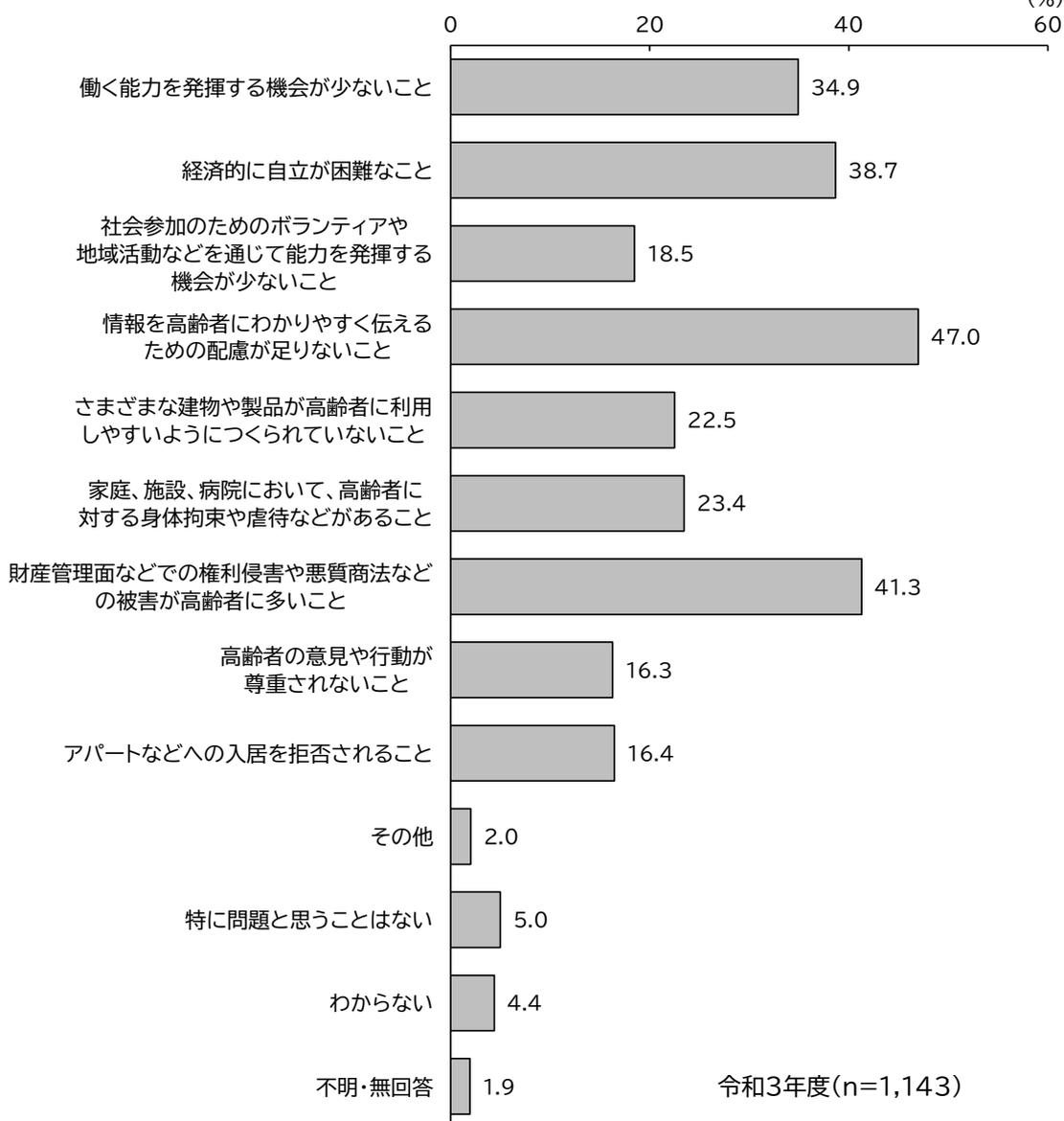
人口に占める高齢者の割合が増加するに伴い、元気な高齢者が増える一方、介護を必要とする人や認知症高齢者の増加も予想されるため、介護予防につながる取組としての生活習慣病の予防や認知症の予防が必要となります。誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

<sup>※</sup>フレイル：加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態（虚弱）を指す。

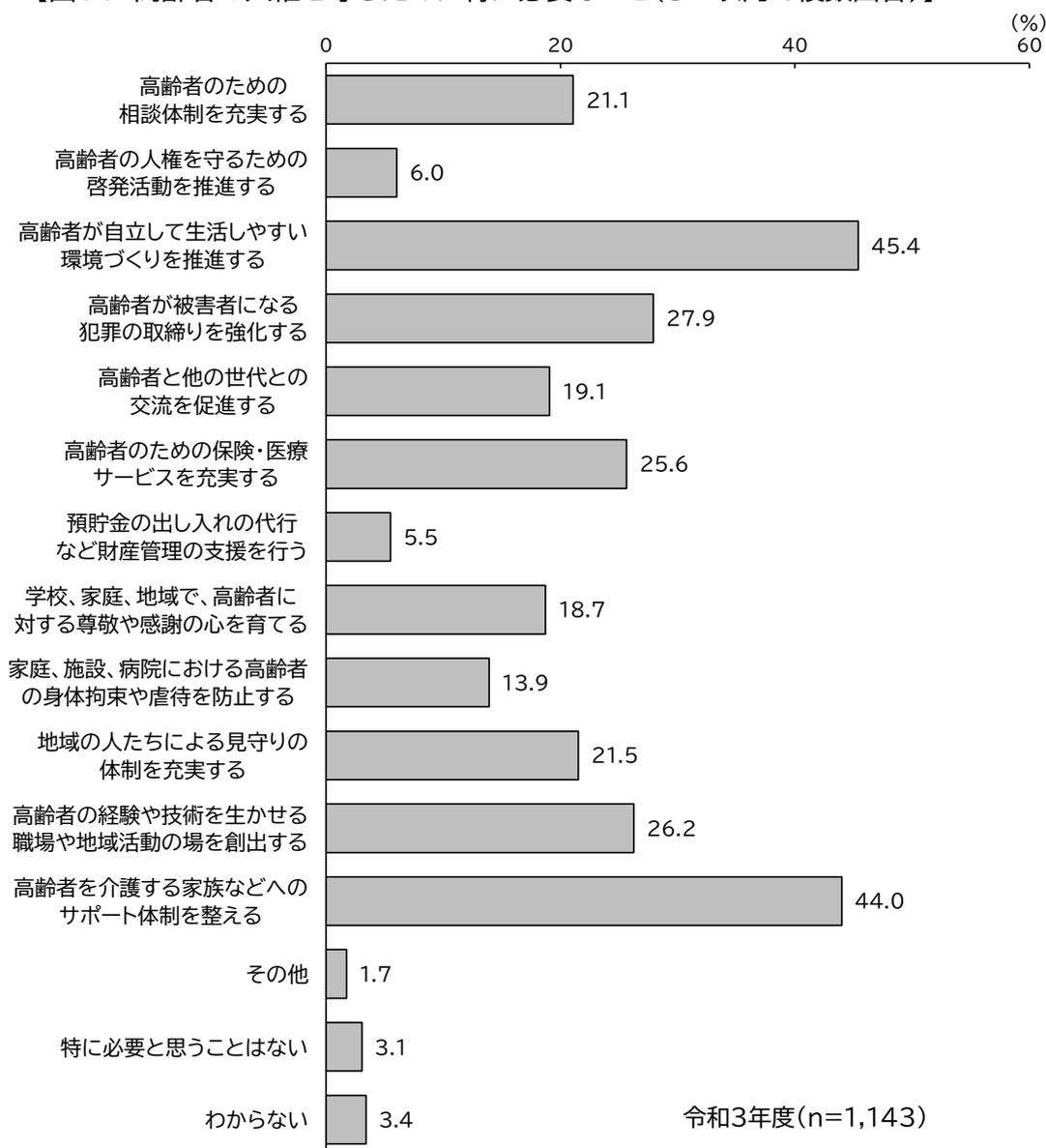
<sup>※</sup>高齢者に対する権利侵害：高齢者に対する暴力や暴言、介護放棄、本人の希望する金銭の使用制限や、金銭の無断使用などを指す。

また、家族介護者の身体的、精神的負担を軽減するためのサポート体制を整備することや、高齢者の権利を守る取組についても必要となります。

【図13 高齢者の人権に関して特に問題があると思うこと(複数回答)】 (%)



【図14 高齢者の人権を守るために特に必要なこと(3つ以内で複数回答)】



## ■施策の方向

### ① 高齢者の自立を支える地域づくり

- ・ 市民等に介護予防や重度化防止に関する知識の普及啓発を図ります。
- ・ 高齢者が生き生きと暮らせるよう、身近な地域で気軽に集える通いの場の充実を図ります。
- ・ 生涯学習やスポーツ、ボランティア活動等を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を行います。
- ・ 一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、多様な主体による生活支援サービスの充実を図るとともに、地域支えあい活動などの取組を支援します。

- ・ 就労と生きがいの場を提供しているシルバー人材センターの活動を支援し、就労の場の拡大を図るとともに、職業安定機関と連携して就労に関する相談に努めます。
- ・ 高齢者との世代との交流機会を設け、相互理解を深めるとともに、高齢者に対する思いやりの心を育てます。
- ・ 公共施設や道路などのバリアフリー<sup>※</sup>化を進め、安全で住みやすい生活環境の整備を図ります。
- ・ コミュニティバス（ちょこっとバス、ちょこっとタクシー）や鉄道などの公共交通機関の利用を促し、高齢者の自立した生活や社会参加につなげます。

## ② 高齢者支援体制の充実

- ・ 認知症の早期診断、早期対応のための体制を強化するとともに、認知症の正しい理解に向けての啓発を推進します。
- ・ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関等と連携し、地域における見守り体制や認知症高齢者と介護者を支援する体制を推進します。
- ・ 高齢者虐待防止に関する啓発、研修会を実施し、未然防止に努めるとともに、相談窓口の周知及び早期発見、早期対応が図れるよう関係機関との連携協力体制を強化します。
- ・ 成年後見制度<sup>※</sup>や地域福祉権利擁護事業<sup>※</sup>など、権利を守る制度の周知を図り、その利用を支援します。
- ・ 高齢者の消費者被害を防ぐために、消費生活に関する情報の提供や相談を実施します。
- ・ 要介護、要支援状態になることの予防を図るとともに、自主的な介護予防活動を推進します。
- ・ 医療ニーズが高い高齢者についても、可能な限り在宅や地域での生活ができるよう体制の充実を図ります。

## ■施策の指標

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
認知症サポーター <sup>※</sup> 養成講座受講者数	人	323	1,000

<sup>※</sup>バリアフリー：高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、自由に活動できる生活空間の在り方を示した考え方。一般的には、建物の段差等の物理的な障壁を取り除くことを指すが、広くは、社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる。

<sup>※</sup>成年後見制度：認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が不十分な人に不利益が生じないよう、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等をする制度のこと。

<sup>※</sup>地域福祉権利擁護事業：判断能力に不安のある高齢者、知的障害及び精神障害のある人への福祉サービス利用手続や日常的な金銭管理などを援助する事業のこと。

<sup>※</sup>認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする活動を行う人のこと。認知症サポーター養成講座を受講するとサポーターとして認められる。

#### (4) 障害のある人

##### ■現状と課題

障害のある人々は、様々な物理的又は社会的障壁のため不利益を被ることがあり、自立及び社会参加のための支援を必要とする場合があります。

国では、平成18年（2006年）に障害者自立支援法が施行されました。その後、平成24年（2012年）に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改称し、難病患者を制度の対象にするなど障害者の範囲の見直しや制度の拡充が図られました。さらには、平成23年（2011年）に障害者基本法の改正、平成24年（2012年）に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行、平成28年（2016年）4月には、障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が展開されてきました。また、同年6月に障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年（2018年）4月から施行されています。

本市では、令和3年（2021年）3月に第3次東近江市障害者計画、第6期東近江市障害福祉計画及び第2期東近江市障害児福祉計画を東近江市障害福祉プランとして一体的に策定し、障害のある人の自立や社会参加、障害者福祉サービスの充実など障害のある人が、「笑顔でいきあうまち東近江市」を目指し取組を進めています。

障害のある人の介護を担う家族の高齢化、障害の重度化、重複化などにより、障害のある人やその家族は、将来的な生活に対して様々な不安を抱えています。そのような中、令和3年度（2021年度）の地域福祉権利擁護事業における知的障害者相談件数は7,787件、精神障害者相談件数は4,747件、障害者相談支援（特定相談支援）件数は3,719件あり、相談内容やニーズは多様化しています。

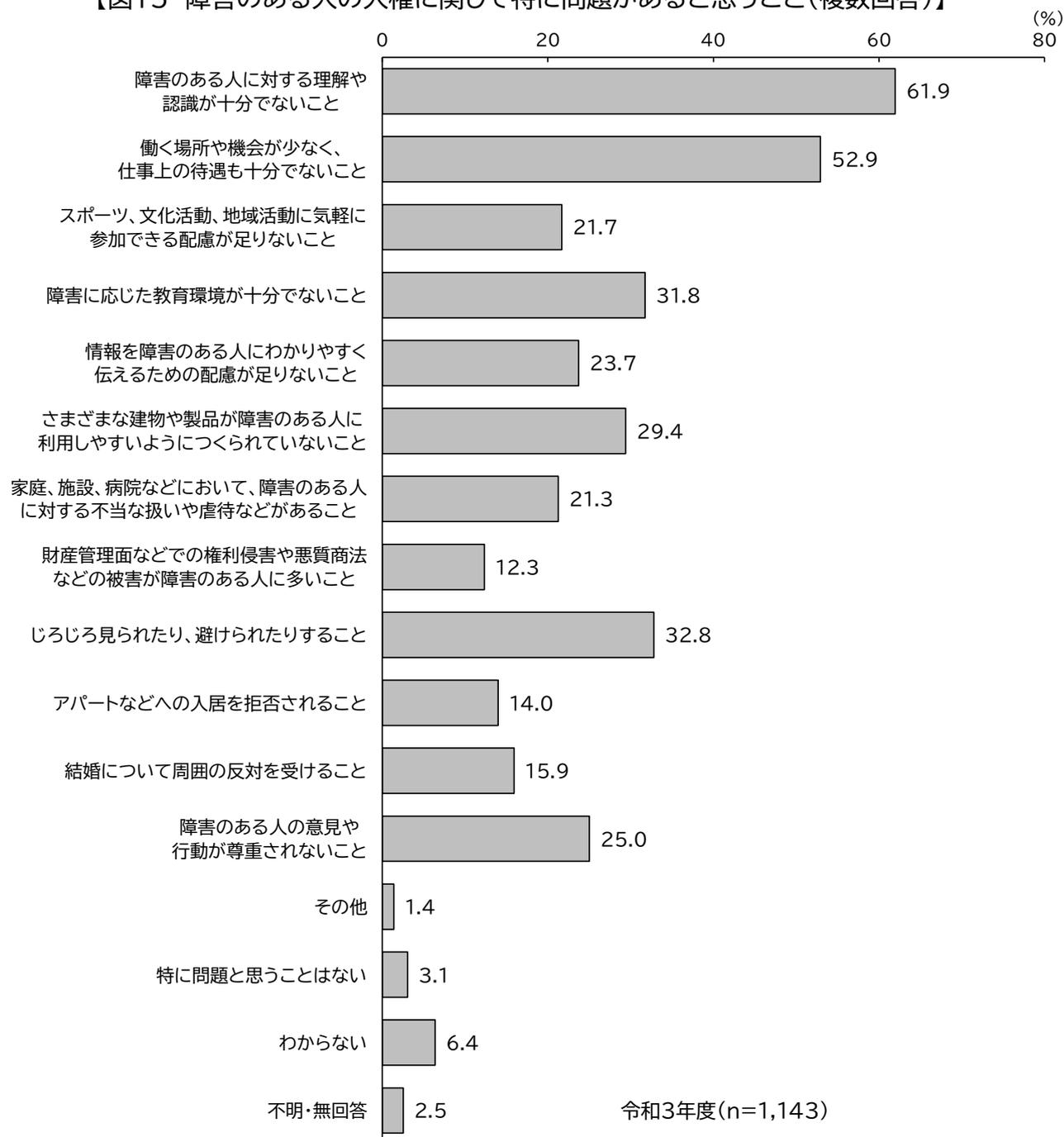
市民意識調査の障害のある人の人権に関して特に問題があると思うことの設定に対する回答（図15）では、「障害のある人に対する理解や認識が十分でないこと」が61.9%で最も多く、次いで「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇も十分でないこと」が52.9%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が32.8%となっています。

障害のある人の人権を守るために特に必要なことの設定に対する回答（図16）では、「働く場を確保する」が36.5%で最も多く、次いで「障害のある人の就労のための教育を充実する」が35.3%、「在宅の福祉サービスや地域で暮らせる施設（グループホーム※など）を整備する」が30.2%となっています。

※グループホーム：知的障害者、認知症高齢者等が地域社会の中にある住宅等において、世話人の支援を受けながら、少人数で生活する居住の場を指す。

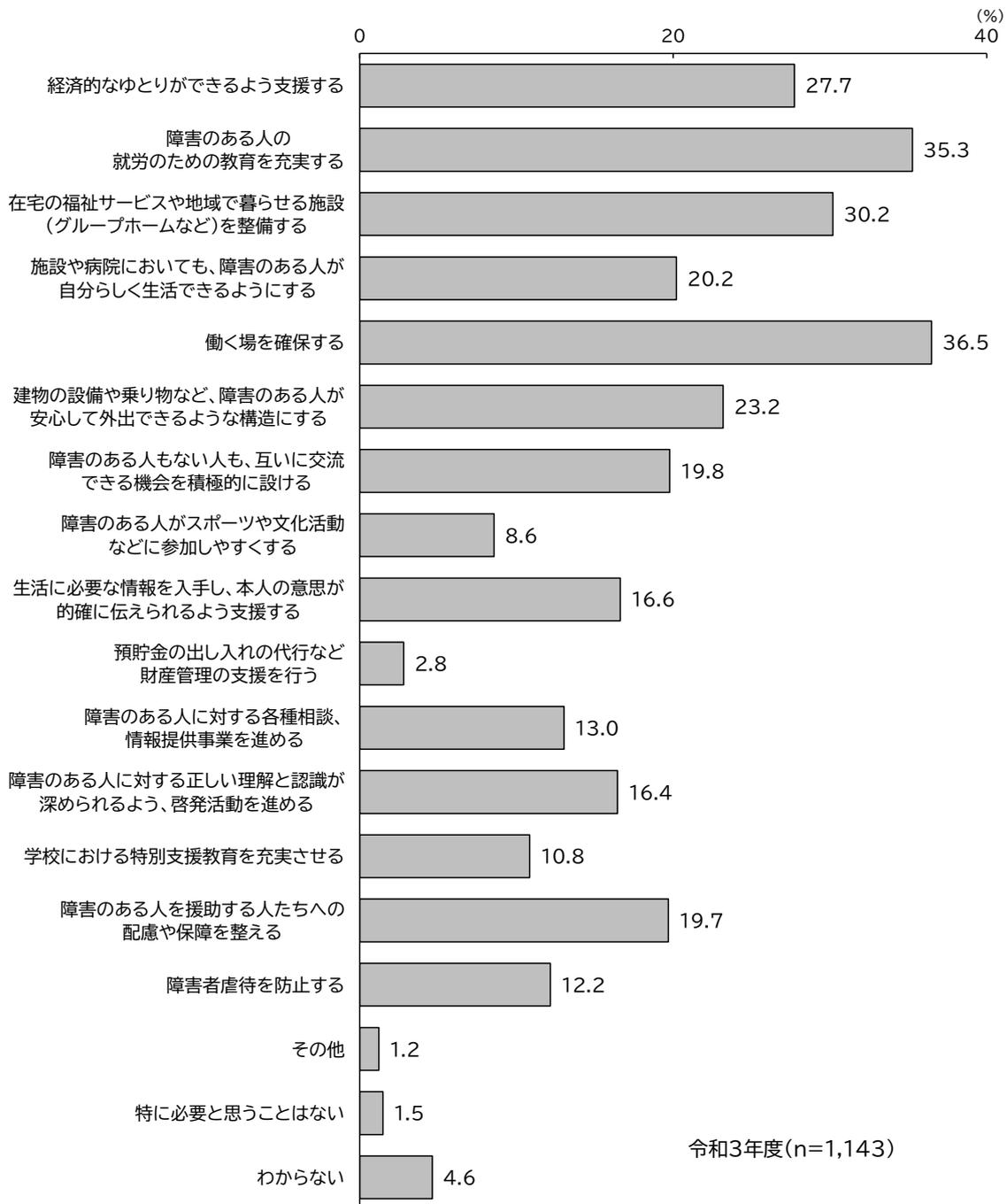
障害のある人に対する理解が不十分であることや障害に応じた受入環境が整っていないことを踏まえて、障害や障害のある人への社会全体の理解を深める取組を進める必要があります。また、障害のある人が地域で暮らし続けるために、ライフステージ※に応じた細やかな支援及びその個性と能力が発揮できる環境の整備が必要です。

【図15 障害のある人の人権に関して特に問題があると思うこと(複数回答)】



※ライフステージ：人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等、それぞれの段階のこと。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期等に分けられる。

【図16 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと(3つ以内で複数回答)】



## ■施策の方向

### ① 障害に対する地域理解の促進

- ・ 障害や障害のある人に対する正しい理解を深めるため、広報ひがしおうみや市ホームページ、イベント等を通じて啓発を行います。
- ・ 障害者差別解消法の周知を図り、障害を理由とした差別の解消に向けた取組を推進します。
- ・ 園及び学校において、障害や障害のある人への理解を深め、お互いが支え合い学び合えるよう交流や共同学習を推進します。
- ・ 個人の尊厳が尊重され、障害のある人が自分の意思を反映した生活ができ、その人らしく社会参画ができるよう、自立と共生の社会を目指した取組を推進します。

- ② 地域生活支援の充実と社会参加の促進
- ・ 障害のある人の多様な相談内容に対応ができるよう相談窓口の充実と関係機関とのネットワークを形成し、ワンストップで相談ができるよう相談支援体制の強化を図ります。
  - ・ 地域で安心して暮らせるよう住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの利用に対する支援を行います。
  - ・ 障害のある人の権利を擁護するために東近江市社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の利用促進を図るとともに、周知、啓発を行います。
  - ・ 障害者虐待の未然防止、早期発見に向けた啓発を行うとともに、相談や通報があった場合は、虐待防止マニュアルに基づき関係機関と連携するなど、適切な支援を実施します。
- ③ 地域で安心して暮らせる生活環境の整備
- ・ 障害のある人のみならず、誰もが地域で安心して快適に暮らすことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン\*の視点からまちづくりを進めます。
  - ・ 路線等のわかりやすい表示など誰もが利用しやすいよう、公共交通機関の環境改善に取り組みます。
  - ・ 消費者トラブルに巻き込まれないよう、障害のある人とその家族へ情報提供を行います。また、関係機関と連携し、見守り体制の充実と消費者被害の未然防止を図ります。
- ④ 経済的自立に向けた支援体制の整備
- ・ 雇用と雇用機会の拡大を図るため、企業及び事業所への啓発や関係機関との連携協力体制を強化し、就労の場を確保するための取組を推進します。
  - ・ 学校、障害者支援事業所等の関係機関と連携協力体制を構築し、相談から訓練、就労体験など適切な支援へと移行できる体制を整備します。
- ⑤ 子どもの健全な発達と療育、教育体制の充実
- ・ 障害のある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期まで一貫した相談及び支援を身近な場所で提供する体制の充実を図ります。
  - ・ 発達に課題がある乳幼児に対し、適切かつ安全な療育及び教育を提供できるよう受入体制を確保します。また、教職員、保育士等の専門性の向上を図るなど、支援体制の充実に取り組みます。
  - ・ 乳幼児期から学校卒業後も一貫した支援を行うため、東近江圏域統一のサポートファイル\*\*を保護者に配布し、学校や関係機関との連携ツールとして活用の推進を図ります。
  - ・ 障害のある子どもの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援が行えるよう研修会を通じて教職員、保育士等の資質の向上を図ります。

## ■施策の指標

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
障害者に対する理解度	%	18.7	30.0

\*ユニバーサルデザイン：年齢、性別や障害の有無に関わらず全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすることを指す。

\*\*サポートファイル：障害のある人やその保護者が所持、保管し、本人の特徴や様子、これまで受けてきた支援内容について記入することで、障害のある人本人の情報を蓄積していくファイル形式の記録ノートのこと。

## (5) 部落差別（同和問題）

### ■現状と課題

部落差別（同和問題）は、我が国固有の人権問題であり、昭和44年（1969年）から同和対策事業特別措置法を根拠とした同和対策事業が始まりました。これ以降、地域改善対策特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財源上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）の制定や改正が行われ、平成14年（2002年）3月に地対財特法が失効するまでの間、地域改善に向けての取組が推進されてきました。

その結果、地域における生活環境の改善整備は着実に成果を上げ、生活実態は大幅に改善しました。しかしながら、現在においても部落差別に対する誤った考え方や差別意識が払拭されたとは言えず、差別的な発言や落書き、インターネットを悪用したひぼう中傷などの事案は、依然として存在しています。このことを踏まえ、部落差別（同和問題）の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的に部落差別解消推進法が平成28年（2016年）12月に施行されました。

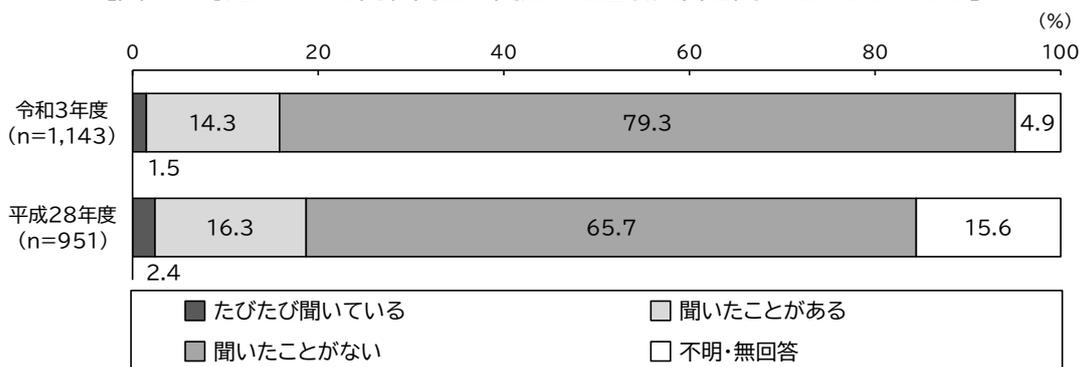
本市においては、市民の人権意識高揚のため東近江市人権のまちづくり協議会や関係機関、団体、事業所などと連携を図りながら、部落差別（同和問題）をはじめとした様々な人権問題の解消に向け町別懇談会、人権ふれあい市民のつどい、人権のまちづくり講座などを開催し、啓発を行ってきました。また、就労相談、特設人権相談等を実施し、相談者の支援に取り組んできました。

市民意識調査の身近な人から同和問題に関連した差別発言を聞いたことがあるかの設問に対する回答（図17）では、「聞いたことがない」が79.3%で最も多く、一方で「聞いたことがある」が14.3%、「たびたび聞いている」が1.5%で、その合計は15.8%となっており、前回調査の18.7%より減少しています。同和問題について差別意識は解消しつつあると思うかの設問に対する回答（図18）では、「かなり解消してきている」が31.3%で最も多く、「少しは解消してきている」が26.5%となっており、両方を合わせた57.8%の人が、同和問題について差別意識が解消しつつあると感じています。その一方で、前回調査と比較すると、「わからない」が5.9%の増加となっています。

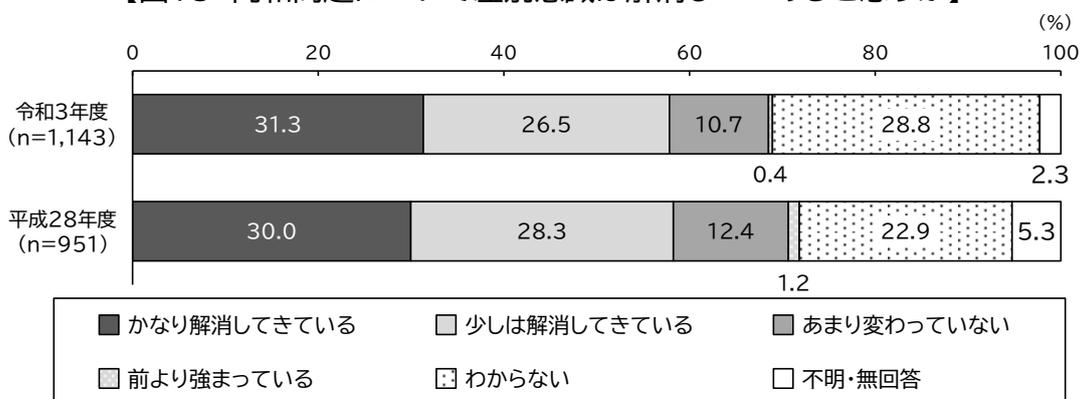
また、同和問題についての理解や認識を深め、差別をしない人権尊重の意識を高めるの設問に対する回答（図19）では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人は71.6%、身元調査をしない、させない取組を進めることが必要の設問に対する回答（図20）では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が60.2%となっています。一方、同和問題のことなど口にはせず、そっとしておけば、差別は自然になくなるの設問に対する回答（図21）では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が42.8%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した38.2%を上回っています。

部落差別（同和問題）に対する市民の理解、認識は徐々に向上しているものの、今もなお、十分な気付きには至っていない状況にあります。部落差別解消推進法の施行により、国・地方公共団体の責務が明示されました。部落差別の解決には、市民が部落差別を自分事として認識する必要があると指摘されています。このことから、市としてはこれまで積み上げてきた教育、啓発の成果を踏まえつつ、インターネット上での部落差別の広がりにも注視し、繰り返し正しい知識の普及、啓発を行う必要があります。

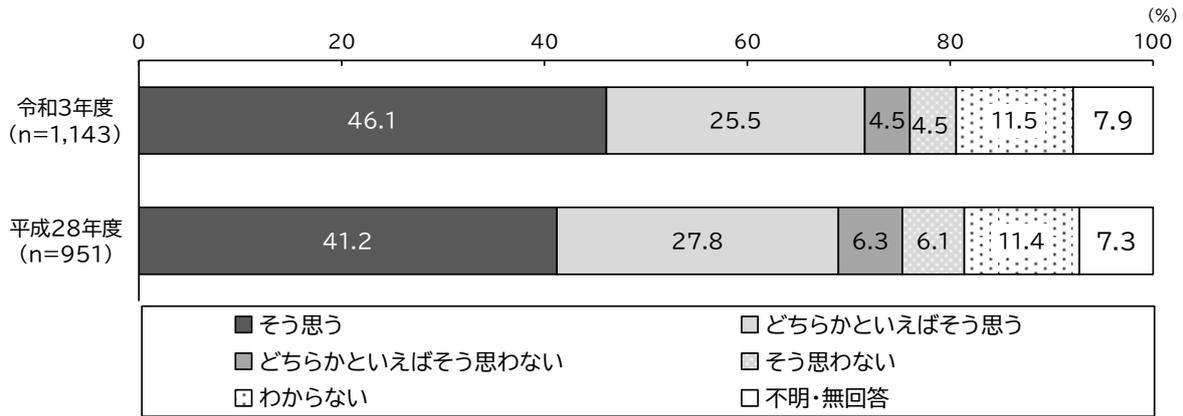
【図17 身近な人から同和問題に関連した差別発言を聞いたことがあるか】



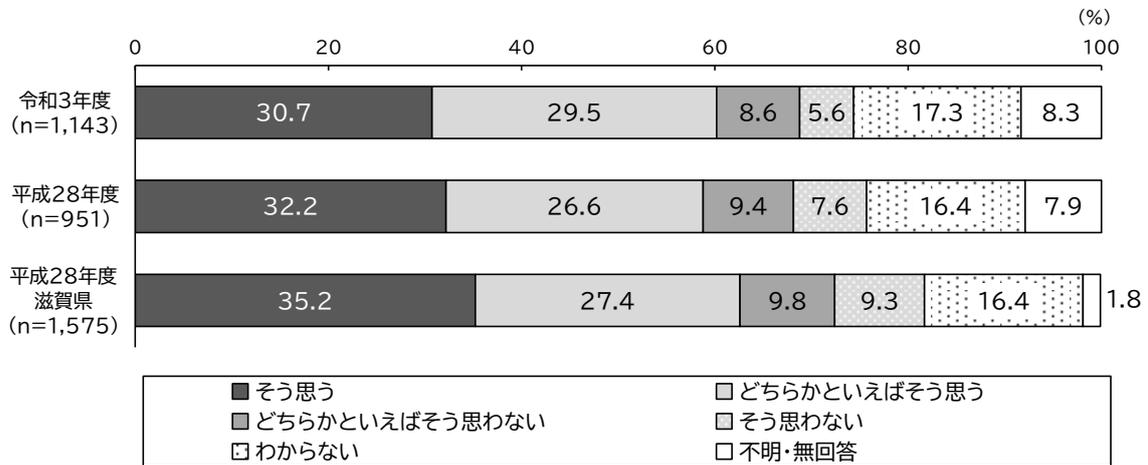
【図18 同和問題について差別意識は解消しつつあると思うか】



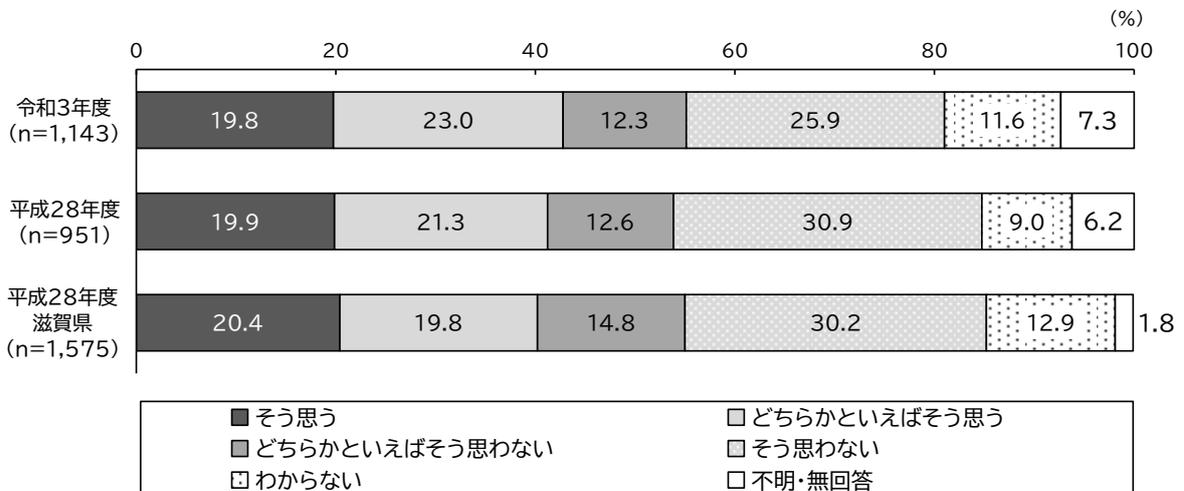
【図19 同和問題についての理解や認識を深め、差別をしない人権尊重の意識を高める】



【図20 身元調査をしない、させない取組を進める必要がある】



【図21 同和問題のことなど口にはせず、そっとしておけば、差別は自然になくなる】



## ■施策の方向

### ① 園、学校における人権保育、人権教育

- ・ 園及び学校においては、発達段階に応じた道徳心や豊かな心の醸成などに取り組み、心豊かな人間性を育む教育の充実に努めます。また、偏見にとらわれない見方や考え方を育て、人間の尊厳について認識を深め、自主性、自立性を育てるよう努めます。

### ② 家庭、地域に向けた意識の啓発

- ・ 家庭及び地域においては、町別懇談会や研修会など様々な機会を捉えて、一人一人が人権感覚を高め、それに基づく行動がとれるよう啓発を行います。
- ・ 同和問題啓発強調月間（9月1日～9月30日）を中心に、市民への啓発活動を行います。

### ③ 企業、事業所における人権意識の向上

- ・ 企業内人権教育については、企業内人権教育指導員及び事業所内公正採用選考・人権啓発担当者と連携を図りながら、公正な採用選考システムの啓発と研修内容の充実に努めます。
- ・ なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間（7月1日～7月31日）を中心に、企業及び事業所への訪問など啓発活動を行います。
- ・ 企業及び事業所における教育、啓発活動を充実させるため、東近江市企業内人権教育推進協議会への加入促進を図ります。

### ④ えせ同和行為<sup>※</sup>の排除に向けた取組

- ・ えせ同和行為に対して、毅然とした態度で断固排除するように、企業、事業所及び地域住民に対して啓発します。

### ⑤ 相談事業の推進

- ・ 就労に関わる相談については、各機関と連携しながら、適切な対応を図ります。
- ・ 同和問題をはじめとした人権問題について、人権擁護委員による特設人権相談を開設するなど相談支援の充実に努めます。

## ■施策の指標

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
東近江市企業内人権教育推進協議会 加入事業所数（毎年度末）	社	114	132

<sup>※</sup>えせ同和行為：同和問題を口実にして、企業や官公庁等に不当な利益や義務なきことを求める行為のこと。

## (6) 外国人

### ■現状と課題

我が国で暮らす外国人は、令和元年（2019年）以降、新型コロナウイルスの影響で減少したものの、経済や文化など様々な分野においてグローバル化・ボーダレス化<sup>※</sup>が進み、確実に増加しており、県の調査によると令和4年（2022年）12月の時点で、東近江市は大津市に次ぎ県内で2番目に外国人人口が多い市となっています。しかし、言語、宗教、習慣等の違いから、意思疎通がうまくできずに誤解が生まれたり、社会生活上のルールが理解されずにトラブルが発生したり、生活の場面で様々な課題が生じています。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。このようなことから、国においては、平成28年（2016年）6月にヘイトスピーチ解消法が施行されました。

本市では、4,463人（令和5年（2023年）3月1日現在）の外国人が暮らしており、これまでも外国人に対する通訳、生活相談、多言語による情報提供や国際理解教育<sup>※</sup>の充実に努めてきました。

市民意識調査の日本に住む外国人の人権に関して特に問題があると思うことの設定に対する回答（図22）では、「外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないこと」が49.7%で最も多く、次いで「病院や公共施設などに通訳や外国語表記が少ないので、十分なサービスを受けられないこと」が38.2%、「就職、仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」が36.0%となっています。このことから、多文化共生への理解や交流、言語的な支援が必要とされていることがうかがえます。

日本に住む外国人の人権を守るために特に必要なことの設定に対する回答（図23）では、「外国人のための相談体制を充実する」が44.6%で最も多く、次いで「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」が43.7%、「外国の文化や伝統を尊重し、外国の人々と共に生きる教育を行う」が37.8%となっています。

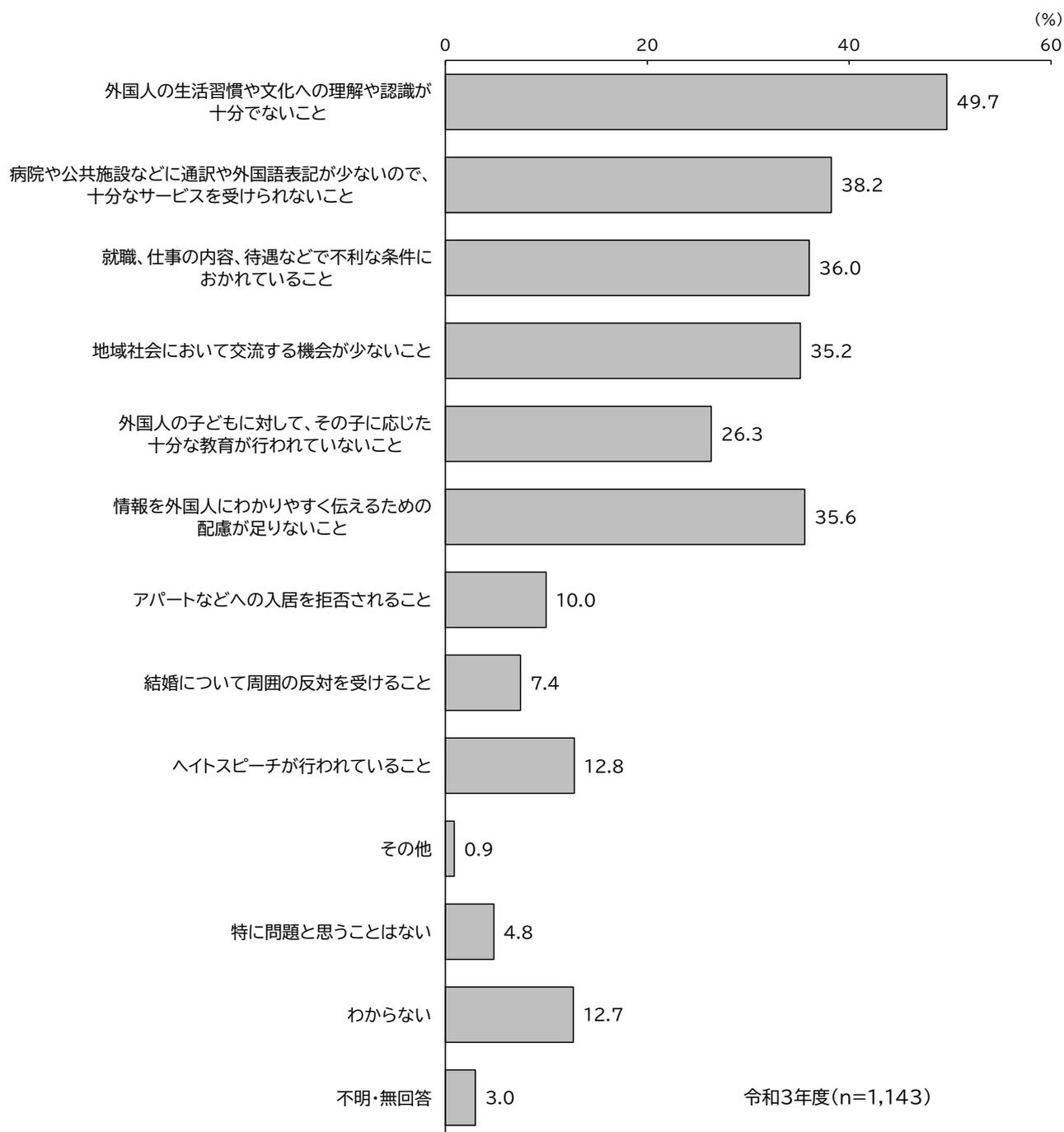
国籍や民族を問わず全ての人の人権が尊重され、お互いの異なる文化や習慣、価値観などを認め合い、同じ地域の一員として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指す中、相談窓口の整備や情報提供を行うとともに、相互理解と相互交流を深める取組が求められています。

教育の分野では、日本語指導や生活支援を必要とする外国人の児童・生徒が増加し、多言語対応の必要性が高まっているため、日本語指導員による支援体制の充実が課題となっています。

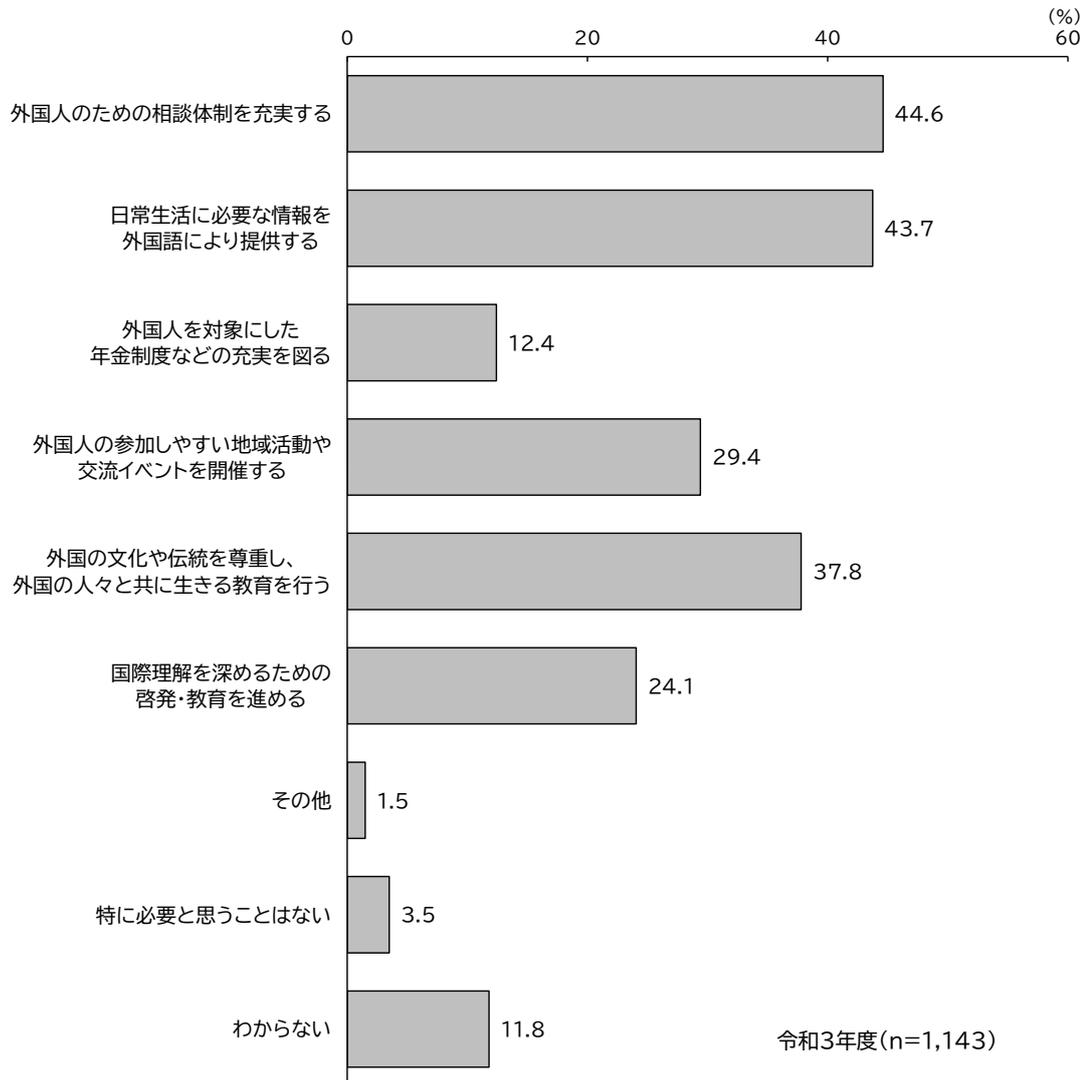
<sup>※</sup>グローバル化・ボーダレス化：国境を超えた全世界的な通信、交通手段の発達、経済活動等の自由化の進展などにより、人々の行き来、情報交換や経済活動などが世界規模で行われ、国境の概念がなくなっていること。

<sup>※</sup>国際理解教育：国際社会において、主体的に行動するために必要と考えられる態度、能力の基礎を育成するための教育を指す。

【図22 日本に住む外国人の人権に関して特に問題があると思うこと(複数回答)】



【図23 日本に住む外国人の人権を守るために特に必要なこと(3つ以内で複数回答)】



## ■施策の方向

### ① 外国人の社会参加支援

- ・ 生活に必要な情報を知らないために、不利益を受けることがないように、多言語ややさしい日本語などの理解しやすい表記による生活情報の提供を行います。
- ・ 公共交通機関において、案内や表示を多言語対応にするなど整備に努めます。
- ・ 行政手続等における窓口での通訳支援を行います。
- ・ 在住外国人の日本語学習を支援します。

### ② 多文化理解の促進

- ・ 外国人との交流の場づくりを支援し、交流活動等を通して市民の国際感覚の醸成に努めます。また、在住外国人に対し、日本の文化や暮らしへの理解が深まるよう努めます。
- ・ ヘイトスピーチ解消法を周知するなど、ヘイトスピーチの防止に努めます。

### ③ 教育環境の整備

- ・ 日本語初期指導教室「いろは」では、在籍校での学校生活・学習への適応を円滑に進めるために、日本語の初期指導が必要と認められる外国人児童生徒に対して、初歩的な日本語指導及び学校教育に必要な生活指導や適応指導を行います。また、今後の動向に応じて指導教室の拡大等支援体制の充実を検討します。
- ・ 日本語指導を必要とする児童生徒等の多国籍化に対応するため、必要な言語への支援の拡充を検討します。在籍学校の増加に対応するために、日本語相談支援員の配置を工夫し指導体制の確保に努めます。
- ・ 日本語指導を必要とする児童生徒等の学校生活の充実に向け、通訳、翻訳及び相談業務とともに、日本語を指導する教職員と連携した学習支援に努めます。
- ・ 不就学となっている外国人児童生徒とその保護者に対して、指導主事等が訪問し就学を促します。
- ・ 外国人に対する差別と偏見をなくし、共に暮らす地域社会を目指して、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うための教育、啓発活動を推進します。
- ・ 園や学校において、広い視野を持ち、多文化を尊重する子どもを育成するための教育の充実を図ります。
- ・ 母語支援相談員<sup>※</sup>が園や学校へ巡回訪問することにより、外国人児童生徒等とその保護者の言葉の壁を取り除き、国際理解教育の充実を図ります。

### ■施策の指標

指標名	単位	基準値（令和3年度）	目標値（令和9年度）
在住外国人通訳、受付相談件数	件	4,707	5,620
多文化共生社会に対する理解度	%	71	74

<sup>※</sup>母語支援相談員：外国人児童生徒等の母語（幼少期から大人たちが話すのを聞いて習得する言語）を理解し、コミュニケーション上の支援や学習補助、心のサポートなどを行う支援員のこと。

## (7) 感染者等（難病患者、エイズ患者・H I V感染者※、新型コロナウイルス等の感染症感染者、ハンセン病※患者・元患者やその家族）

### ■現状と課題

難病患者、エイズ患者・H I V感染者、ハンセン病患者・元患者やその家族に対して、不十分な知識や誤解から日常生活や学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、患者やその家族に対する偏見や差別を解消していくことが必要です。

ハンセン病対策については、かつて講じられた患者隔離施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症について特に人権上問題があると思うことの設定に対する回答（図24）では、「感染者に対して差別的な言動・いじめ等が行われること」が66.8%で最も多く、次いで「感染者の家族に対して差別的な言動・いじめ等が行われること」が65.6%、「インターネットやSNS※上でひぼう中傷やデマが流されること」が51.7%となっています。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、今なお、誰もが不安に包まれやすい状況が続く中で、医療従事者、エッセンシャルワーカー、感染者とその家族などへの心ない言動や根拠のない情報に基づく差別や偏見、新型コロナウイルスワクチンを接種していない人に対する差別や偏見が問題となりました。信頼できる正しい知識と最新の情報を基に行動することが求められています。

### ■施策の方向

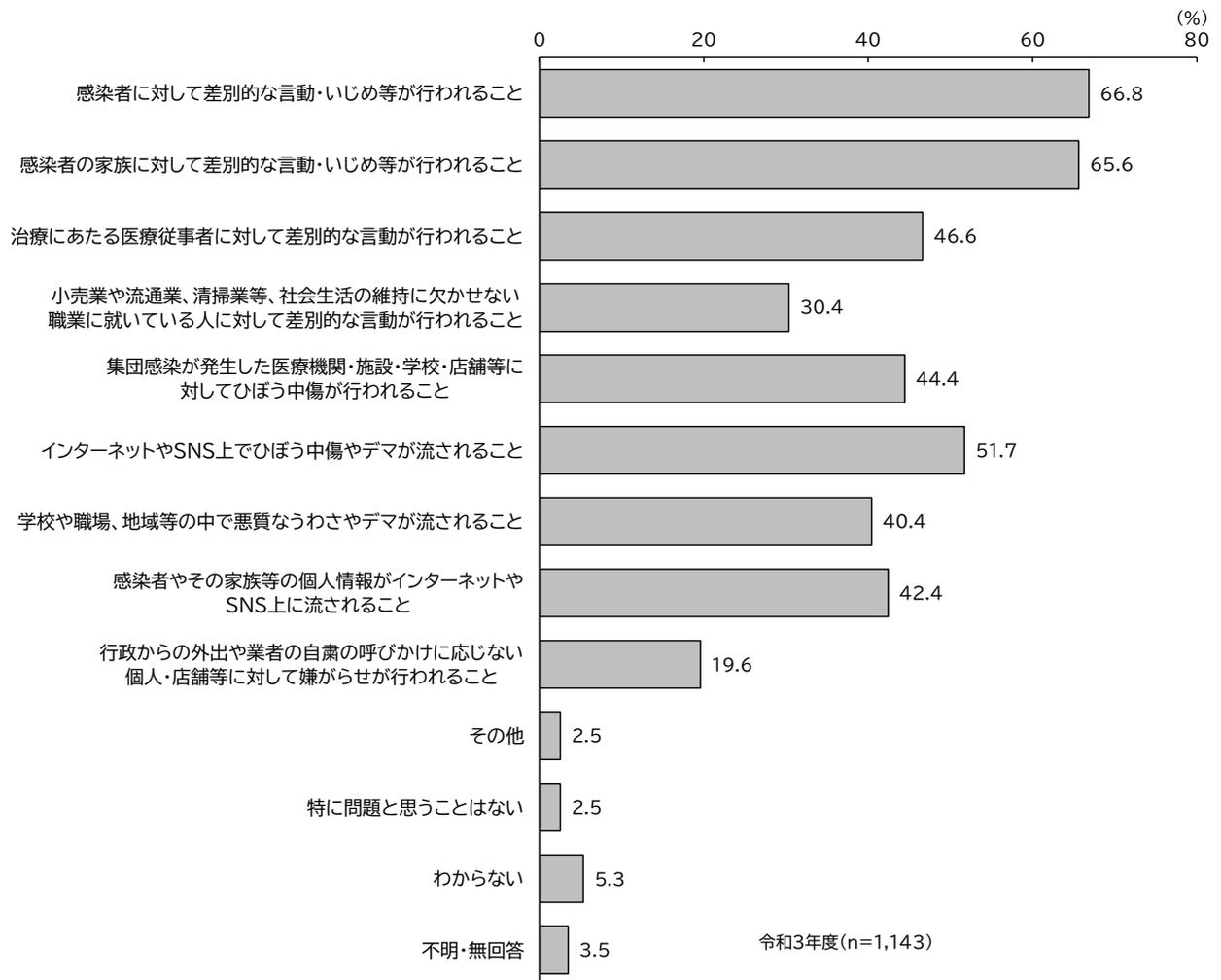
- ・ 感染症に関する正しい知識を得なければ、不安な気持ちや思い込みによって、感染症に罹患した患者やその家族への差別や偏見につながります。感染症に関する正しい知識と情報が市民に伝わるよう、更に悪質な行為には法的責任が伴うことも含めて理解を促すための啓発に努めます。
- ・ 感染症に罹患した患者やその家族に寄り添い、適切な相談が実施できるよう、職員の情報共有と正しい理解の促進、関係機関との連携や調整を円滑に図ります。

※エイズ患者・H I V感染者：H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することによって感染する。感染した結果、主に病原体の進入から生体を守っている免疫系が侵害され、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症する。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、発症までには、10年以上かかると言われている。

※ハンセン病：らい菌の感染によって生ずる疾患で、感染力は極めて低く、仮に発病した場合でも、早期治療により短期間で治癒する。

※SNS：インターネットを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social networking service）の略のこと。

【図24 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症について特に人権上問題があると思うこと(複数回答)】



## (8) 性的マイノリティ

### ■現状と課題

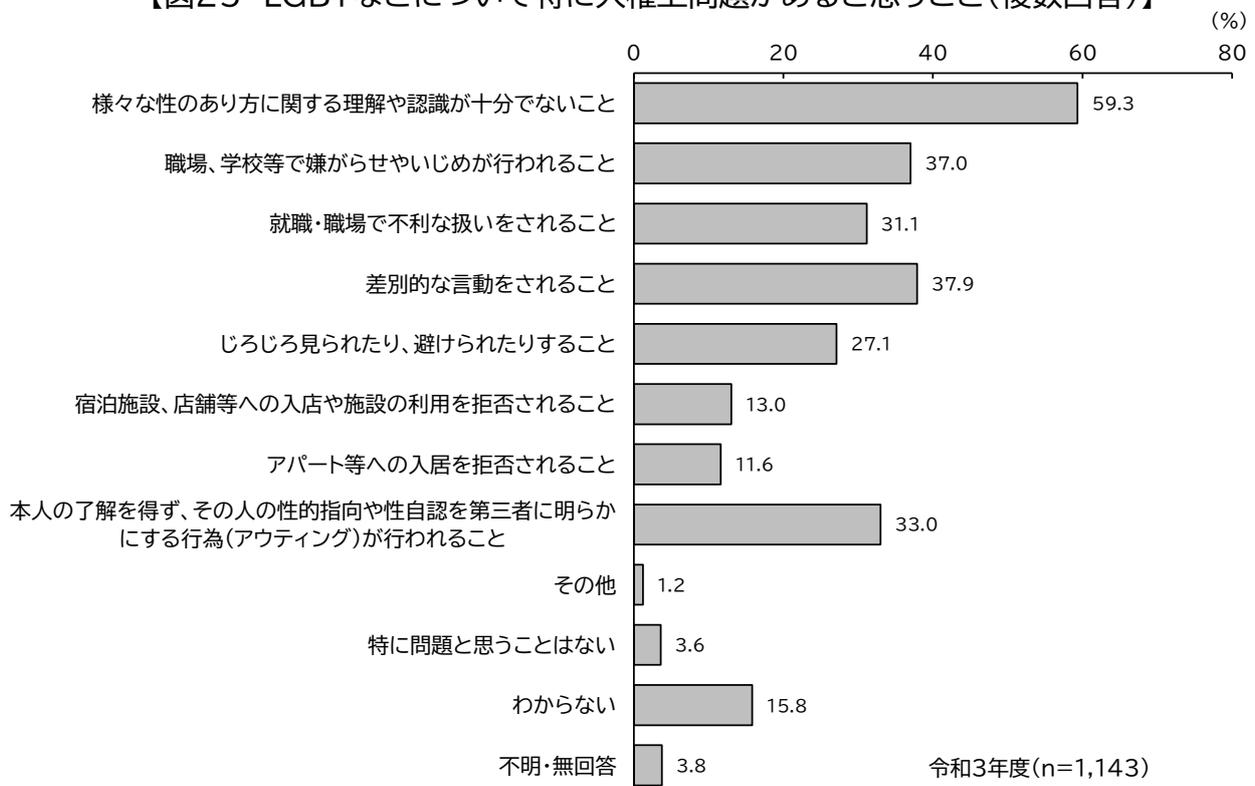
生物学的な性（身体の性）と、どのような性が自分らしさを感じるか（性自認・性同一性※）など、さまざまな性のありようが存在しています。近年は、性に関わる課題をLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）など特定の人々にのみ配慮が必要な課題ではなく、その「人」個人の特性として、全ての多様な性を尊重していくという考え方が広がりつつあります。

LGBTなど、性的マイノリティ（性的少数者）の人権の保障については、平成16年（2004年）に性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律が施行されましたが、偏見による精神的苦痛や社会参加への障壁など、不利益や差別が解消されたわけではありません。一方、学校においては、平成27年（2015年）に文部科学省が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてを通知し、性同一性障害を含めた性的マイノリティ（性的少数者）の子どもたちへの対応を求めています。

LGBTなどについて特に人権上問題があると思うことの設定に対する回答（図25）では、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」が59.3%で最も多く、次いで「差別的な言動をされること」が37.9%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめが行われること」が37.0%となっています。

学校、家庭、地域、職場等様々な場面で、性の多様性を尊重する意識の醸成を図り、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めていく必要があります。

【図25 LGBTなどについて特に人権上問題があると思うこと（複数回答）】



※性自認・性同一性：最近では、総称してLGBTと言われることもある。LGBTとは、女性の同性愛（Lesbian）、男性の同性愛（Gay）、両性愛（Bisexual）、性同一性障害者（Transgender）の頭文字を取った総称のこと。

## ■施策の方向

- ・ 教職員に対する性的マイノリティ（性的少数者）についての研修及び理解の促進を図り、児童、生徒への適切な対応ができるよう努めます。
- ・ 性的マイノリティ（性的少数者）である児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮を図ります。
- ・ 性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会に向けて、多様な性を尊重する意識の醸成に努めます。

## (9) その他の人権

---

### ① アイヌの人々

- ・ アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸<sup>※</sup>等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降の同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。
- ・ 特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつあります。
- ・ 先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### ② 刑を終えて出所した人やその家族

- ・ 刑を終えて出所した人やその家族に対する差別や偏見は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。
- ・ 地域社会の一員として、円滑な社会生活が営めるよう、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域の理解と協力を進める取組が必要です。

### ③ 犯罪被害者やその家族

- ・ 犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い討ちをかけるように興味本位のうわさや中傷などにより名誉が傷つけられるなどの問題が指摘されています。
- ・ 犯罪被害者等が平穏な日常生活に戻るための取組が必要です。

### ④ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

- ・ 拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

### ⑤ ホームレス

- ・ ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。
- ・ この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### ⑥ その他

- ・ そのほかにも、いまだ解決しない人権問題や社会環境の変化により新たな人権問題が生じています。多様な人権問題に対して、市民の理解を深めるとともに国や県の動向を把握し、関係機関と連携のもと適切な対応が必要です。

---

<sup>※</sup>口承文芸（口頭文芸）：文字で書かれたものを読むのではなく、語り手の話を聞いて楽しみ味わうことで伝えられてきたもの。

## 2 様々な課題への対応

私たちの周りには、これまで述べてきた人権問題のほかにも、インターネットによる人権侵害、災害発生時の人権問題など、様々な課題が存在しています。これらの人権問題の解決には、私たち一人一人が個人の人権を尊重するという視点に立ち、正しい認識と理解を深めることが重要です。そのためには、それぞれの課題に応じた啓発等の取組が必要です。

### (1) インターネットによる人権侵害

#### ■現状と課題

高度情報化社会の進展により、インターネットやSNSが普及し、情報の収集、発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上しました。その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、インターネットやSNSで個人や集団をひぼう中傷する表現や差別を助長する表現等の掲載が行われるなど、人権に関わる問題が発生しています。令和3年(2021年)の人権侵犯事件統計によると、全国のインターネットに関する人権相談件数は7,175件となっており、平成28年(2016年)の5,879件と比較すると大きく増加しています。

さらには、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる、個人情報が本人の同意を得ないまま利用・収集され、公開されてプライバシーが侵害されるといった事案も増加しています。

国においては、平成14年(2002年)5月に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ<sup>※</sup>責任制限法)が施行されました。この法律は、インターネット上の人権被害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて定められています。また、平成21年(2009年)4月には、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が施行され、適切なインターネット活用能力の習得やフィルタリング<sup>※</sup>の普及促進などにより、子どもたちを有害情報から守る取組が進められています。

プライバシーに関する問題は、基本的人権に関わる重大な問題であり、個人に関する情報は、最大限に保護される必要があることから、国では、平成15年(2003年)に個人情報の保護に関する法律が施行されました。

本市においては、平成17年(2005年)に東近江市個人情報保護条例を施行し、個人情報の保護を図っています。また、第三者に住民票等の写しを交付した場合に、本人にその事実を知らせる事前登録型の本人通知制度を平成25年(2013年)10月に導入し、個人の権利の侵害につながりかねない不正請求、取得の抑止に努めています。

<sup>※</sup>プロバイダ：インターネットへの接続サービスを提供する事業者を指す。

<sup>※</sup>フィルタリング：特定のウェブサイト(インターネット上のページ)に接続できないようにすること。

本市が平成31年（2019年）1月に実施した東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果では、自宅でパソコンやインターネットを利用している小学生は、65.8%と半数を超えています。また、令和3年度（2021年度）の全国学力・学習状況調査における生活の諸側面等に関する質問紙調査では、市内中学生の6割以上（65.4%）が、月曜日から金曜日に1日に2時間以上、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯ゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含む。）をしているという結果になっています。このことから、子どものインターネットへの接触機会が多くなっていることがうかがえます。その一方で、家庭における利用上の注意やフィルタリングなどの対策については、十分といえない状況です。

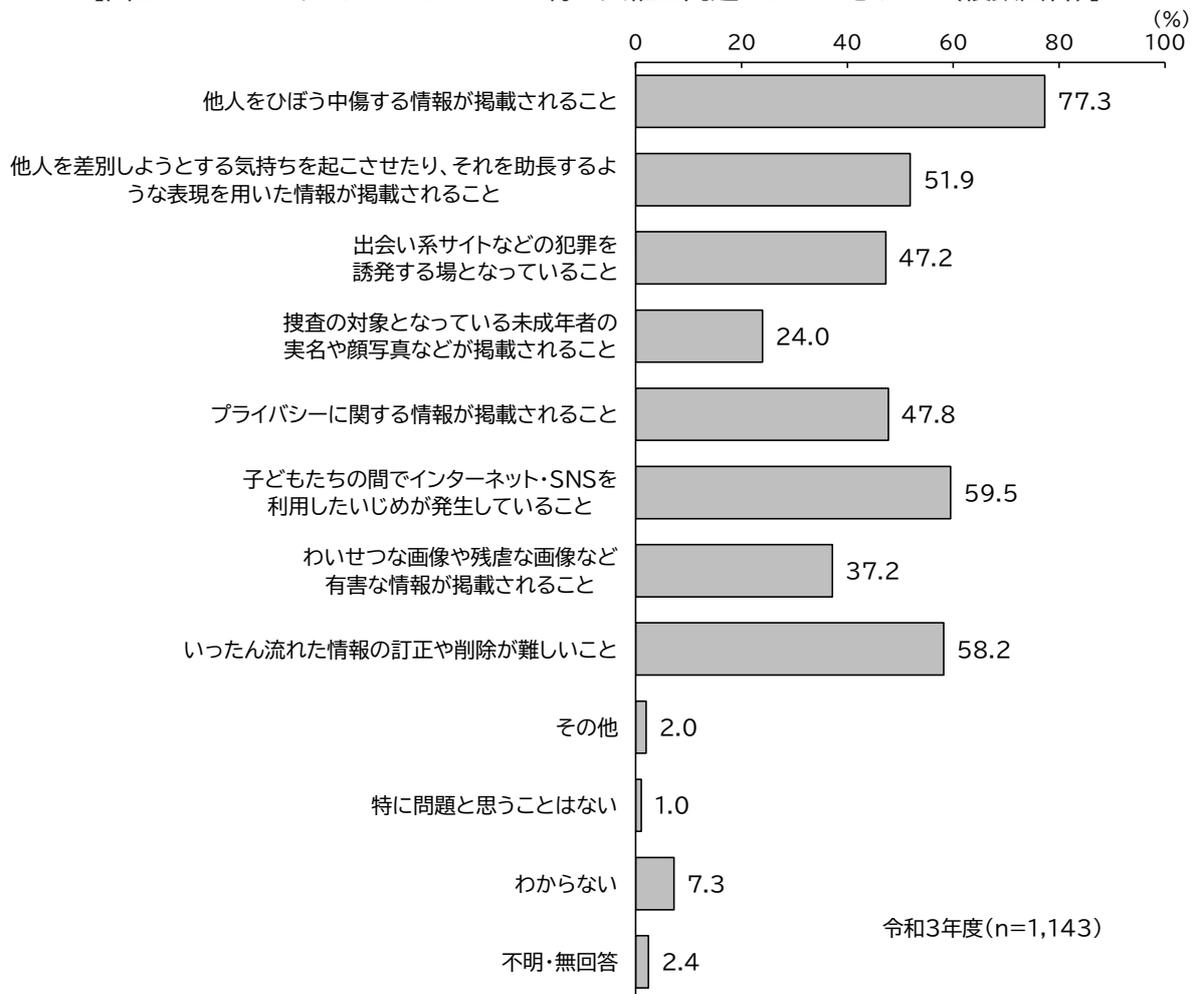
市民意識調査のインターネット・SNSについて特に人権上問題があると思うことの設定に対する回答（図26）では、「他人をひぼう中傷する情報が掲載されること」が77.3%で最も多く、次いで「子どもたちの間でインターネット・SNSを利用したいじめが発生していること」が59.5%、「いったん流れた情報の訂正や削除が難しいこと」が58.2%となっています。

人権を侵害するような情報が瞬時に拡散し、削除が難しく影響が大きいことやインターネット・SNSを利用した子ども同士のコミュニケーションからいじめにつながるなどが問題視されています。

今後ますます日常生活に不可欠なものとしてスマートフォンやタブレットの利用者が増加し、様々な情報に触れることが見込まれます。このことから、今まで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解と利用上のルールやマナーについて、子どもから大人まで、幅広い年代層への教育、啓発を推進し、インターネットやSNS上での人権侵害の防止に努める必要があります。

行政機関として、より一層個人情報の適正な管理運営が求められます。また、事前登録型の本人通知制度の周知及び個人情報の保護についての理解を深め、適切な取扱いを行うよう市民等に啓発が必要です。

【図26 インターネット・SNSについて特に人権上問題があると思うこと(複数回答)】



### ■施策の方向

- ・ インターネットやSNSに関わる犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、正しい利用ルールやマナーの啓発に努めます。
- ・ 学校教育においては、インターネットやSNSの正しい利用ルールやマナーを身に付けるための学習を進めます。
- ・ GIGAスクール構想※等により、情報を活用したカリキュラムに親しむ一方、インターネットやSNSを通じて行われるいじめは、重大な人権侵害です。被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、情報モラルや防犯に関する教育を推進します。また、保護者に対し、インターネットやSNSを通じて行われるいじめの現状や危険性について啓発します。
- ・ インターネットやSNS上の人権侵害に関する相談、支援については、関係機関と連携して解決に向けて取り組みます。
- ・ 市民等に向けて、本人通知制度の周知及びプライバシーや個人情報の保護に関する正しい知識と情報が得られるよう啓発を行います。
- ・ 市職員に向けて、セキュリティ意識の向上を図るとともに、行政システムのセキュリティ強化に取り組みます。

※GIGAスクール構想：1人1台の情報端末を全国の小学校と中学校に配備し、学校において新しい学びの形を実現するための構想のこと。

## (2) 災害発生時の人権問題

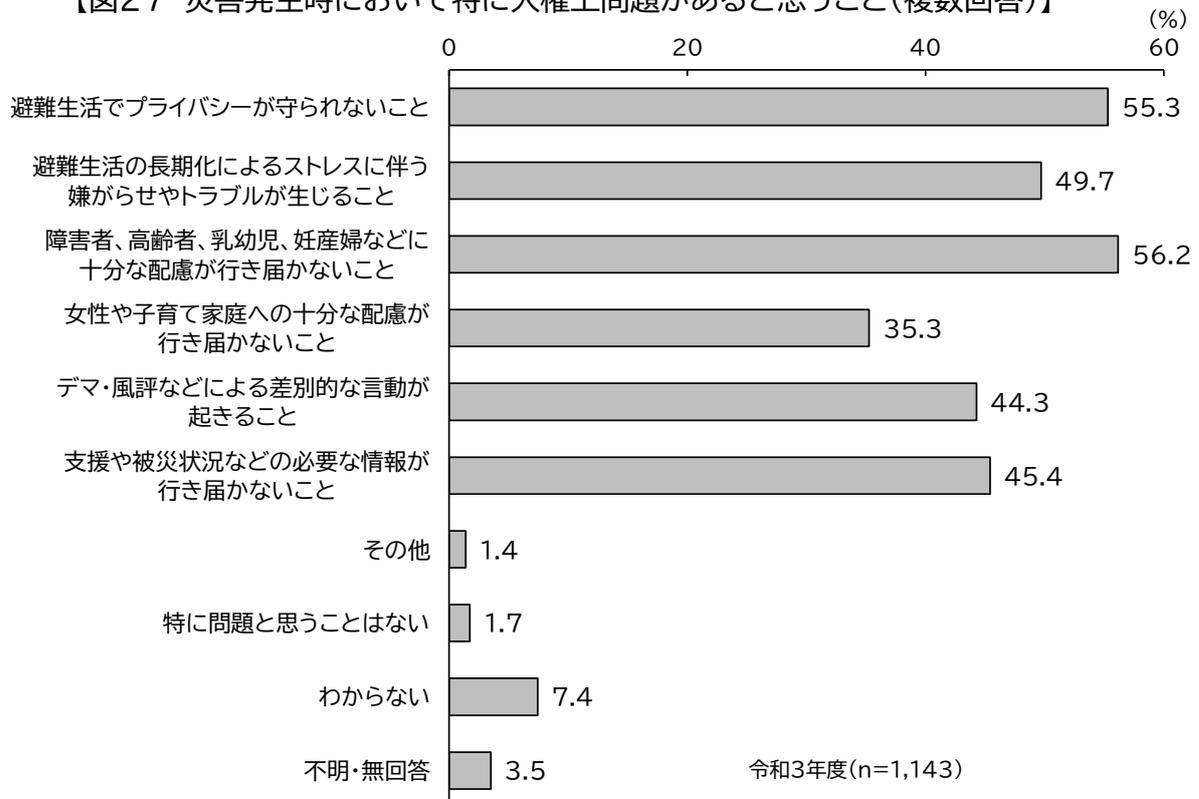
### ■現状と課題

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故は、東北地方を中心として甚大な被害をもたらしました。現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者、障害のある人等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評による心ない嫌がらせ等も発生しました。

市民意識調査の災害発生時において特に人権上問題があると思うことの設問に対する回答（図27）では、「障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦などに十分な配慮が行き届かないこと」が56.2%で最も多く、次いで「避難生活でプライバシーが守られないこと」が55.3%、「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやトラブルが生じること」が49.7%となっています。

大規模な災害は、多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪います。誰もが他人を思いやる気持ちの余裕がなくなりがちであることにも心を配りながら、一人一人が被災された人々の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

【図27 災害発生時において特に人権上問題があると思うこと（複数回答）】



## ■施策の方向

- ・ 災害時における要配慮者<sup>※</sup>については、福祉避難所<sup>※</sup>の指定、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の作成等、東近江市地域防災計画や東近江市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。
- ・ 人権に配慮した避難所を整備するとともに、避難者の健康維持に努めます。
- ・ 防災リーダーの養成や地域における自主防災活動の支援等を通じて、市民の防災意識の向上及び災害時の人権に対する配慮意識の向上を図ります。

### (3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）による人権侵害

---

## ■現状と課題

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。例えば「<sup>だま</sup>騙す、脅すなどしてアダルトビデオに出演させる」「強制労働をさせる」「わいせつ目的で家出した子どもを自宅に連れ込む」なども人身取引に該当します。

また、令和4年（2022年）4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。民法が定めている成年年齢は、一人で契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。このことを踏まえて、子どもに対しても自らが権利の保有者であると同時に、義務の担い手として責任を持つことの重要性について、教育、啓発することが必要です。

世界一安全な国、日本を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指すこととされています。

## ■施策の方向

- ・ 特に女性や子どもを人身取引の被害から守るために、人身取引による被害の兆しについて理解を深めるよう、啓発を促進します。
- ・ 社会的弱者である障害者や外国人なども含めて、被害者である兆候が見受けられる場合は警察への通報を行う、又は匿名通報ウェブサイトがあることを紹介するなど、人身取引の危険性や兆候を見逃すことがないよう、職員の意識向上と市民や企業への啓発を図ります。

---

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者をいう。要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者という。

※福祉避難所：災害が発生した場合において、一般の避難所生活では支障を来す要配慮者に対して、配慮がなされた避難所のこと。

## 第5章 計画の推進に当たって

### 1 推進体制

#### (1) 庁内の連携体制

行政は、市民一人一人の日常生活に深く関係しており、全ての部門において人権に関わりがあります。人権教育・啓発を推進するためには、関連部署が連携して取り組んでいく必要があります。

東近江市人権施策基本計画の達成に向けて、東近江市人権施策推進本部を中心に調整を図りながら、人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### (2) 地域との連携体制

人権問題は地域社会全体の問題であることから、行政の施策だけでなく、地域社会と一体となってあらゆる人権問題の教育及び啓発を推進し、地域住民との関わりを深くもって人権尊重の取組を活性化させることが重要です。

これからの人権施策を実施する上で、東近江市人権のまちづくり協議会などの団体や人権擁護委員、人権擁護推進員<sup>※</sup>等と行政が緊密に連携し、より協調的な関係を築くとともに地域における自主的な啓発活動への積極的な支援を行います。

### 2 進行管理

この計画に沿った人権施策を、全ての部署において総合的かつ効果的に実施されるよう、実施状況の点検及び評価を行います。東近江市人権尊重審議会や東近江市人権施策推進本部会に実施状況の報告を毎年度行い、適切な人権施策の実施に取り組めます。

<sup>※</sup>人権擁護推進員：人権擁護委員の活動に協力する制度として、各市町に人権擁護推進員が置かれ、地域における人権擁護活動の強化、推進を行っている。

## 資 料 編

東近江市人権尊重のまちづくり条例

東近江市人権尊重審議会規則

東近江市人権尊重審議会委員名簿

東近江市人権施策推進本部規程

東近江市人権問題に関する市民意識調査概要

用語解説

# 東近江市人権尊重のまちづくり条例

平成19年3月26日

条例第16号

すべての人は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという世界人権宣言及び基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権を尊重し、明るく住みよいまちをつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち東近江市民は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在住外国人等にかかわるあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、市民一人ひとりが人権意識を高め、日常生活の中でお互いの存在をかけがえのないものとして認め合い、誰もが自己の持つ個性と能力を生かすことができる「人権文化の花咲くまち」を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、「人権文化の花咲くまち」の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚及び人権擁護に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第3条 市民及び事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、お互いの人権を尊重し合うまちづくりに努めるものとする。

（基本計画の策定等）

第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本計画を策定するほか、必要に応じて意識調査等を実施するものとする。

（教育・啓発活動の充実）

第5条 市は、あらゆる差別を許さない世論を形成し、人権擁護の社会環境を醸成するため、家庭、地域、学校、企業等と連携して教育・啓発活動の充実に努めるものとする。

（推進体制）

第6条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関との連携を図り、推進体制を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

（審議会の設置）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、東近江市人権尊重審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策に関する事項を審議する。

3 審議会は、市の人権施策に関し、市長に意見を述べることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 東近江市人権尊重審議会規則

平成19年4月1日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市人権尊重のまちづくり条例（平成19年東近江市条例第16号）第7条に規定する東近江市人権尊重審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、男女のいずれか一方の数が、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関又は団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議又は専門部会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民環境部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第39号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 東近江市人権尊重審議会委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

氏名	所属	備考
薬師寺 公夫	有識者（立命館大学名誉教授）	会長
増本 和子	東近江市男女共同参画推進員会	
松吉 秀司	東近江市青少年育成市民会議	
廣瀬 浩子	有識者	
平井 康博	東近江市自治会連合会	
井上 均	東近江市人権のまちづくり協議会	
小松 安希子	東近江市子ども会連合会	
中村 新	東近江市民生委員児童委員協議会	
尾崎 恵美子	東近江市女性会	
辰己 はる枝	東近江市社会教育委員会議	
川南 壽	東近江市社会福祉協議会	
小澤 清	東近江保護区保護司会東近江地区会	
村山 すず子	人権擁護委員	副会長
今村 香代乃	東近江市特別支援教育推進協議会	
黄地 順子	東近江市人権擁護推進員	
今若 真樹	東近江国際交流協会	
田中 弘	東近江市身体障害者厚生会	
松本 勝	有識者	

(順不同・敬称略)

# 東近江市人権施策推進本部規程

平成17年2月11日

訓令第49号

## (設置)

第1条 東近江市の人権に係る施策について、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、東近江市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、人権尊重のための各施策の総合調整及び推進に関することとする。

## (組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 推進委員

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、教育長をもって充てる。

4 本部員は、政策監、危機管理監、部長（議会事務局長及び教育部長を含む。）その他市長が指名する者をもって充てる。

5 幹事は、東近江市庁議等規程（平成17年東近江市訓令第1号）第12条に規定する次長会議を構成する者をもって充てる。

6 推進委員は、幹事とその所管する職員のうちから推薦する者をもって充てることができる。

7 推進本部を組織する者の任期は1年間とする。

## (職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職を代理する。

3 本部員は、所掌事務を処理する。

4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務に従事する。

5 推進委員は、幹事を補佐し、推進本部の事務に従事する。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部会、幹事会及び推進委員会とする。

2 本部会は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会は、幹事で構成し、第2条に規定する事項について協議する。

4 推進委員会は、推進委員で構成し、第2条に規定する事項についての協議に必要な事務を行う。

## (部会)

第6条 推進本部は、所掌事務を推進するに当たり、必要に応じ、幹事会に部会を置くことができる。

2 部会は、推進本部から分掌された事項の協議に必要な事務を行う。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民環境部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第64号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第86号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第36号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、改正前の第3条第1項及び第4項、第4条第3項並びに第5条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第3条第1項第5号中「幹事」とあるのは「幹事及び推進委員」と、改正前の第5条第2項中「本部員会議」とあるのは「本部会」とする。

附 則 (平成19年訓令第46号)

この訓令は、平成19年7月20日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(東近江市同和対策本部規程の廃止)

2 東近江市同和対策本部規程(平成17年東近江市訓令第50号)は、廃止する。

附 則 (平成21年訓令第7号)

この訓令は、平成21年2月27日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第17号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第12号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第14号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第15号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第28号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第7号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

# 東近江市人権問題に関する市民意識調査概要

## 1 調査目的

市民一人一人の人権が尊重され、その個性や能力が最大限に発揮できる社会を目指し、「東近江市人権施策基本計画」に基づき、人権尊重の視点に立った様々な施策の推進を図るに当たって、今後の効果的な施策や計画づくりに活用するための資料を得ることを目的として実施したものです。

## 2 実施内容

### (1) 調査対象

東近江市住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の市民3,000人

### (2) 調査方法

調査票による本人記入方式、郵送による配布・回収

### (3) 調査期間

令和3年(2021年)9月15日(水)～10月15日(金)

### (4) 回収状況

	今回調査 (令和3年度)	前回調査 (平成28年度)
調査対象数	3,000件	3,000件
不達数	10件	13件
有効回答数	1,143件	951件
有効回答率	38.2%	31.8%

### (5) 調査結果の表示方法

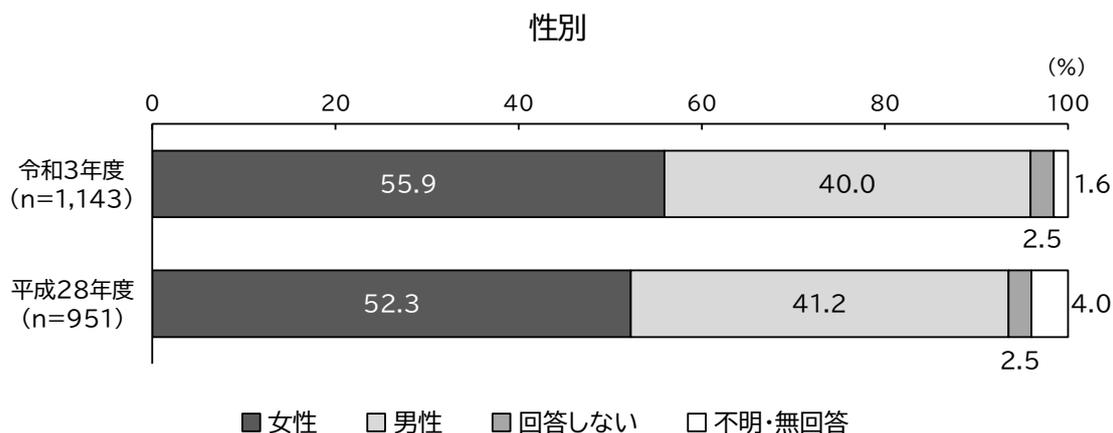
- ・ グラフや表に書かれている「n=」に続く数字は、その設問の回答数です。
- ・ 百分率(%)については、それぞれの調査の回答数(n)を基数として算出しています。小数第2位を四捨五入しているため、単一回答の数字の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 過去に東近江市が実施した調査との比較について、平成28年度に実施した「東近江市人権問題に関する市民意識調査」は「前回調査」、今回実施した「東近江市人権問題に関する市民意識調査」(前回調査と同名)は「本調査」と表記しています。
- ・ 滋賀県や国が実施した調査との比較について、滋賀県による平成28年度人権に関する県民意識調査は「H28滋賀県」、内閣府が平成29年度に実施した人権擁護に関する世論調査は「H29全国」と表記しています。
- ・ 旧八日市市地区とは、調査票問31の居住地区に係る設問で平田地区・市辺地区・玉緒地区・御園地区・建部地区・中野地区・八日市地区・南部地区の総称であり、その数値については合計を表しています。

### 3 属性

#### (1) 性別

回答者の性別について、「女性」が55.9%、「男性」が40.0%、「回答しない」が2.5%となっています。

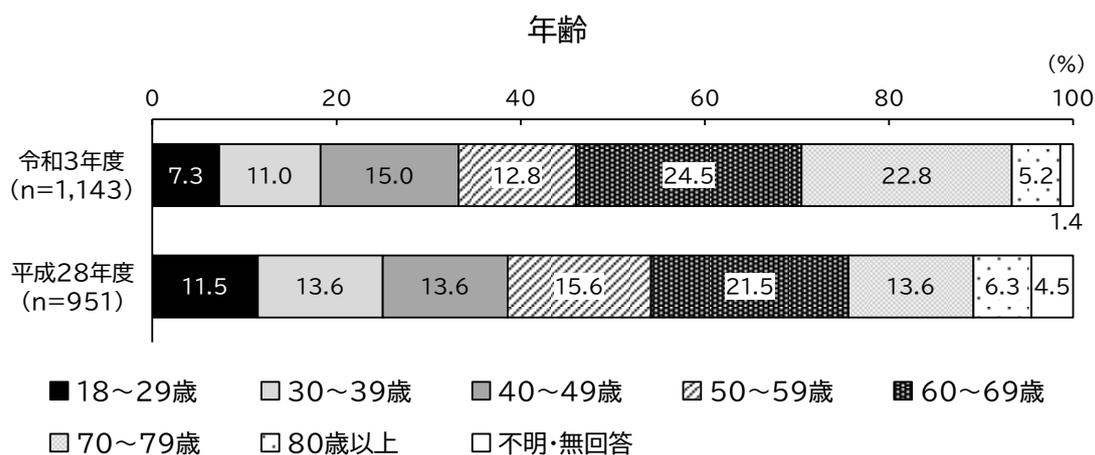
「前回調査」と比較すると、女性の割合がやや高くなっています。



#### (2) 年齢

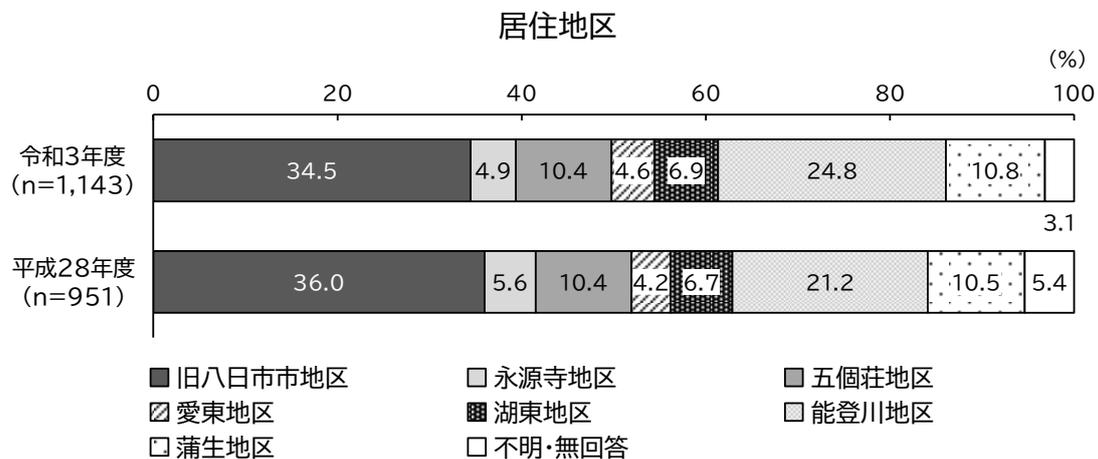
回答者の年齢について、最も多いのは「60～69歳」で24.5%、次いで「70～79歳」が22.8%、「40～49歳」が15.0%となっています。

「前回調査」と比較すると、年齢層が高くなっています。



### (3) 居住地区

回答者の居住地区について、最も多いのは「旧八日市市地区」で34.5%、次いで「能登川地区」が24.8%、「蒲生地区」が10.8%となっています。



## 用語解説

用語	内容	頁
<b>ア行</b>		
エイズ患者・H I V感染者	H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することによって感染する。感染した結果、主に病原体の進入から生体を守っている免疫系が侵害され、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症する。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、発症までには、10年以上かかると言われている。	38
SNS（エスエヌエス）	インターネットを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social networking service）の略のこと。	38 43 44 45
えせ同和行為	同和問題を口実にして、企業や官公庁等に不当な利益や義務なきことを求める行為のこと。	33
<b>カ行</b>		
G I G Aスクール構想	1人1台の情報端末を全国の小学校と中学校に配備し、学校において新しい学びの形を実現するための構想のこと。	45
グループホーム	知的障害者、認知症高齢者等が地域社会の中にある住宅等において、世話人の支援を受けながら、少人数で生活する居住の場を指す。	26
グローバル化・ボーダレス化	国境を超えた全世界的な通信、交通手段の発達、経済活動等の自由化の進展などにより、人々の行き来、情報交換や経済活動などが世界規模で行われ、国境の概念がなくなっていること。	34
口承文芸（口頭文芸）	文字で書かれたものを読むのではなく、語り手の話を聞いて楽しみ味わうことで伝えられてきたもの。	42
高齢者に対する権利侵害	高齢者に対する暴力や暴言、介護放棄、本人の希望する金銭の使用制限や、金銭の無断使用などを指す。	22
国際理解教育	国際社会において、主体的に行動するために必要と考えられる態度、能力の基礎を育成するための教育を指す。	34 37
<b>サ行</b>		
サポートファイル	障害のある人やその保護者が所持、保管し、本人の特徴や様子、これまで受けてきた支援内容について記入することで、障害のある人本人の情報を蓄積していくファイル形式の記録ノートのこと。	29

用 語	内 容	頁
三方よし	近江商人の経営理念としての三方よしは、売り手によし、買い手によし、世間によしを指す。これは、売り手だけでなく買い手や地域のためになるものでなければならないことを意味している。本市の教育においては、この経営理念になぞらえ、自己実現を目指し努力する心を「自分よし」、相手を敬い思いやる心を「相手よし」、人と人のつながりを大切に社会貢献に努める心を「社会よし」として取り組んでいる。	10 18
人権擁護委員	市町村の区域で人権擁護活動を行う法務大臣から委嘱された民間の人たち。人権擁護委員は、人権擁護について理解のある様々な分野から選ばれ、法務局及び地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っている。	12 33 48
人権擁護推進員	人権擁護委員の活動に協力する制度として、各市町に人権擁護推進員が置かれ、地域における人権擁護活動の強化、推進を行っている。	48
スクーリング・ケアサポーター	小学校の不登校児童の家庭や学校、学校への復帰を促すための適応指導教室等で子どもの相談相手となる大学生などの支援員をいう。	21
スクールカウンセラー	学校において、児童、生徒の生活上の問題や悩みの相談に対応するとともに、保護者や教職員に対して助言を行う心理的な専門家をいう。	21
スクールガード	各小学校の通学路や学校敷地内において不審者から子どもたちを守ることを目的に、巡回や見守り活動等をする学校安全ボランティアをいう。	21
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等との連携や教職員を支援する福祉の専門家をいう。	21
性自認・性同一性	最近では、総称してLGBTと言われることもある。LGBTとは、女性の同性愛（Lesbian）、男性の同性愛（Gay）、両性愛（Bisexual）、性同一性障害者（Transgender）の頭文字を取った総称のこと。	40
成年後見制度	認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が不十分な人に不利益が生じないように、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等をする制度のこと。	25 29

用語	内容	頁
<b>タ行</b>		
地域福祉権利擁護事業	判断能力に不安のある高齢者、知的障害及び精神障害のある人への福祉サービス利用手続や日常的な金銭管理などを援助する事業のこと。	25 26 29
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力が含まれる。	12 17
<b>ナ行</b>		
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする活動を行う人のこと。認知症サポーター養成講座を受講するとサポーターとして認められる。	25
<b>ハ行</b>		
ハラスメント	相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える言動のこと。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等様々な種類がある。  ※ セクシュアル・ハラスメント 性的嫌がらせ。特に職場などで、相手に不快な思いをさせる言動。  ※ パワー・ハラスメント 職責上の立場を利用した嫌がらせのことで、職権などの権力や地位を背景にし、本来の業務を超えて、人格と尊厳を傷つける行為。  ※ マタニティ・ハラスメント 働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや妊娠・出産、育児休業などを理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な扱い。	11 17
バリアフリー	高齢者、障害のある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、自由に活動できる生活空間の在り方を示した考え方。一般的には、建物の段差等の物理的な障壁を取り除くことを指すが、広くは、社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる。	25 29
ハンセン病	らい菌の感染によって生ずる疾患で、感染力は、極めて低く、仮に発病した場合でも、早期治療により短期間で治癒する。	38

用語	内容	頁
フィルタリング	特定のウェブサイト（インターネット上のページ）に接続できないようにすること。	43 44
福祉避難所	災害が発生した場合において、一般の避難所生活では支障を来す要配慮者に対して、配慮がなされた避難所のこと。	47
フレイル	加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態（虚弱）を指す。	22
プロバイダ	インターネットへの接続サービスを提供する事業者を指す。	43
ハイトスピーチ	人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団をおとしめ、差別や暴力行為などをあおる言動をいう。	13 34 36
母語支援相談員	外国人児童生徒等の母語（幼少期から大人たちが話すのを聞いて習得する言語）を理解し、コミュニケーション上の支援や学習補助、心のサポートなどを行う支援員のこと。	37
<b>ヤ行</b>		
ユニバーサルデザイン	年齢、性別や障害の有無に関わらず全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすることを指す。	29
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者をいう。要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者という。	47
<b>ラ行</b>		
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等、それぞれの段階のこと。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期等に分けられる。	27
<b>ワ行</b>		
ワーク・ライフ・バランス	誰もが人生の段階に応じて、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。	17

## 第4次東近江市人権施策基本計画

(発行年月：令和5年(2023年)3月)

発行 東近江市

編集 東近江市市民環境部人権・男女共同参画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL：0748-24-5620 IP：050-5801-5620

FAX：0748-24-0217



PIONEER CITY  
**東近江イズム。**  
**HIGASHIOMISM**